

平成 25 (2013) 年度

自己点検・評価報告書

平成 26 (2014) 年 3 月

びわこ学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学修と教授	17
基準 3. 経営・管理と財務	46
基準 4. 自己点検・評価	65
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	71
V. エビデンス集一覧	76
エビデンス集(データ編)一覧	76
エビデンス集(資料編)一覧	77

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1 建学の精神と大学の教育理念

びわこ学院大学（以下「本学」という。）は、平成 21（2009）年 4 月、滋賀文化短期大学の人間福祉学科児童福祉専攻を母体に、福祉の心をもつ教育・指導者、教育の知識をもつ福祉従事者を養成する四年制の高等教育機関として発展的に創設された。本学の教育福祉学部では、人間学をベースに学理と実践を統合するために柔軟な教育課程を編成し、高度な専門知識と技能、実践力を備えた人材の育成を目指している。

本学の建学の精神と教育理念は、学校法人滋賀学園寄附行為、びわこ学院大学学則及び本学の設置認可申請書に次のように謳っている。

○学校法人滋賀学園寄附行為

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、個性ゆたかな人材を育成することを目的とする。

○びわこ学院大学学則

第 1 条 本学は、教育基本法に基づき、学校教育法に定める大学として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、幅広く高度な学識を身につけた有為な人材を育成し、もって社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを目的とする。

○びわこ学院大学設置認可申請書

本学の建学の精神は、国際的視野に立ちながら将来ますます複雑多様化する未来社会に対応することができるよう広く一般教養を高め、各自の個性を尊重し、情緒豊かな人間性を育み、人間愛に満ち、自立心に富んだ有為の人材を育成することであり、未来の地域社会を切り拓く創意と意欲をもった人材の育成を目的とする。

2 本学の使命・目標

滋賀県では高等教育機関が南部や東北部に集中し、中部地域での大学の空白時期が長年続いた。当地域における行政機関や経済界、教育関係者にとっては、大学の立地は積年の悲願であった。

学校法人八日市女子学園（現学校法人滋賀学園）は、こうした地域事情を背景として、各方面から寄せられた高等教育機関への篤い思いに応え、平成 2（1990）年に「滋賀文化短期大学（生活文化学科）」を開設した。本短期大学では、いよいよ現実になってきた少子高齢化社会を見据えた地域福祉の第一線を担う人材養成を教育目的として、実務重視の教育を実践してきた。また、開学以来、福祉・介護の職能を身に付けた 2,500 人余の学生を実社会に送っており、これらの約 8 割近くは市内もしくは県域に職場を得ている。本学はこうした短期大学での福祉教育の実績を基盤に、少子化社会における乳幼児や就学児の健やかな成長を支援する深い人間愛と福祉の心を身につけた教育者の養成を目指している。

また、県内には小学校・高校教諭、養護教諭の教員養成課程を擁する四年制大学は、国

立の滋賀大学の教育学部のみで、県内の教育需要に十分に答えきれていない状況にある。私学ならではの特性や持ち味を生かした創造的な教育システムや教育手法の実践に関係者から期待が寄せられている。

3 大学の個性・特色

今日の教育現場においては、子どもの学習意欲の低下や心身に障害をもつ児童の増加、跡を絶たない陰湿ないじめなど、一朝一夕には解決しえないさまざまな重い課題に直面している。こうした状況を克服するためには学校、家庭さらに地域社会が有機的に連携し、総合力を発揮しなければならない。また、教育者には確かな教育力はもとより、学校問題への適応力や地域社会の構成員としてのパートナーシップなど、地域に根差したより幅広い教育実践活動が求められている。

こうした観点から、教育福祉学部では、学校法人滋賀学園が経営する滋賀学園高等学校・中学校及び附属こども園『あっぷる』での実務的教育研修を通して学びの意義を自得する一方、福祉施設や地域社会でのボランティア活動などにより、社会人としての良識と福祉マインドを身につけた教育者・保育者の養成を目指している。このため、教育と福祉の学修形態の緩やかな融合を重視した学際的で柔軟な教育課程を編成しており、このことは、本学の教育目的であり、特色といえる。

Ⅱ. 沿革と現況

1 本学の沿革

本学の設置者である「学校法人滋賀学園」は、昭和 8（1933）年に八日市市（現東近江市）浜野町に開設した「和服裁縫研究所」をはじめりとしている。創始者 森 はな（103 歳）は、日本の美風を身につけた婦女子の育成を教育理念として、地域の子弟教育に限りない情熱を注ぎ、これまで多数の善良な家庭人を育てるとともに、隣人や地域社会を愛し、社会の持続的発展に貢献する人間愛に満ちた有為な人材を世に輩出してきた。

こうした地道な教育活動は、次第に衆目を集めるところとなり、昭和 30（1955）年に「八日市和洋女子専門学院」を、昭和 51（1976）年には専修学校「八日市高等女子専門学校」ならびに「八日市女子専門学校」を、昭和 59（1984）年には「八日市女子高等学校」を開校し、教育機関としての地歩を固め、平成 2（1990）年には八日市市布施町で専修学校を母体とした「滋賀文化短期大学（生活文化学科）」を開学するに至った。

本短期大学においては、人間福祉学科を中心に介護福祉士や保育士など市民福祉の第一線で活躍する人材を養成してきたが、より高度な専門的知識と技術力の修得に対する受験生や地域社会からの要請もあって、平成 21（2009）年に教育福祉学部子ども学科（1 学部 1 学科）の四年制単科大学として、「びわこ学院大学」が発展的に創設された。

びわこ学院大学

○ 学園全体の年表を掲げ、沿革を示す。

昭和 8	(1933)年	1月	創始者森 はな和服裁縫研究所 開設
昭和 30	(1955)年	11月	八日市和洋女子専門学院 開設
昭和 42	(1967)年	4月	校名を八日市女子学園と改称
昭和 44	(1969)年	10月	準学校法人八日市女子学園 設立
			初代理事長に森 はな 就任
昭和 51	(1976)年	4月	専修学校として認可を受け、 校名を高等課程 八日市高等女子専門学校 専門課程 八日市女子専門学校 と改称
昭和 58	(1983)年	11月	学校法人八日市女子学園 設立
昭和 59	(1984)年	4月	八日市女子高等学校 被服科 開校
昭和 62	(1987)年	4月	八日市女子高等学校 教養科 開設
平成 元	(1989)年	12月	滋賀文化短期大学設置認可を受ける
平成 2	(1990)年	4月	滋賀文化短期大学 生活文化学科 開学
平成 2	(1990)年	4月	八日市女子高等学校 普通科 開設
平成 6	(1994)年	4月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 介護福祉専攻 及び人間福祉専攻 開設
平成 8	(1996)年	4月	第2代理事長に森 美和子 就任
平成 8	(1996)年	4月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 人間福祉専攻の入学定員増
平成 9	(1997)年	4月	法人名を学校法人滋賀学園に改称
平成 9	(1997)年	4月	滋賀文化短期大学男女共学制を開始
平成 9	(1997)年	4月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 介護福祉専攻の入学定員増
平成 10	(1998)年	4月	滋賀文化短期大学 児童福祉専攻 開設
平成 10	(1998)年	4月	滋賀文化短期大学 生活文化学科の入学定員減
平成 11	(1999)年	4月	八日市女子高等学校を男女共学制とし、 校名を滋賀学園高等学校に改称
平成 13	(2000)年	12月	滋賀文化短期大学 図書館棟 竣工
平成 15	(2003)年	4月	滋賀学園中学校 開校
平成 19	(2007)年	4月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 児童福祉専攻の入学定員増 生活文化学科及び人間福祉学科 人間福祉専攻の入学定員減
平成 21	(2009)年	4月	びわこ学院大学 教育福祉学部 子ども学科 開設
平成 21	(2009)年	4月	滋賀文化短期大学をびわこ学院大学短期大学部に 改組、ライフデザイン学科を開設
平成 25	(2013)年	4月	びわこ学院大学附属こども園 あっぷる 開園

びわこ学院大学

2 本学の現況

・ 大学名 びわこ学院大学

・ 所在地 滋賀県東近江市布施町 29 番地

・ 学部の構成

学 部 名	学 科 名	コ ー ス
教育福祉学部	子ども学科	子ども教育コース
		子ども福祉コース

・ 学生数、教員数、職員数 <平成 25 (2013) 年 5 月 1 日現在>

(学生数) 入学定員 80、編入学定員 20、収容定員 340

(名)

年	子ども学科
1 年生	92
2 年生	78
3 年生	65
4 年生	69
計	304

(教員数)

(名)

学部名	学科名	教授	准教授	講師	助教	合計
教育福祉学部	子ども学科	9	2	7	0	18

(職員数)

(名)

正職員	嘱託	パート	合計
19	1	5	25

短期大学部と共通

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

【事実の説明】

ア 使命・目的

本学は、設置母体である学校法人滋賀学園の創始者 森 はな が 80 有余年にわたって一貫して掲げてきた『地域に貢献する人材の育成』を建学の理念としている。

このような観点に立って、本学学則の第 1 条（目的）において「本学は教育基本法に基づき、学校教育法の定める大学として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、幅広く高度な学識を身につけた有為な人材を育成し、もって社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを目的とする。」と明記している。

また、本学の設置認可申請書では、教育目的・使命として、「国際的視野に立ちながら、将来ますます複雑多様化する未来社会に対応できるよう、広く一般教養を修めるとともに、一人ひとりの個性を尊び、情緒豊かな人間性を育み、もって、地域社会の未来を創造的に切り拓く人間愛と自立心に富んだ、意欲的な人間育成の実践」を掲げている。

さらに、教育福祉学部子ども学科ではその教育目的として、「子どもに関わる広範な知識・技術を教授研究し、教育、保育及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成を目的とする。」と謳っており、いずれにおいても“地域社会の持続的発展に主体的に貢献する有為な人材育成”を、大学の教育目的・使命として明確に位置付けている。【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】

イ 教育研究目的

今日の社会では、ヒトから人間への発達を支援する教育、さらに、それを社会的にサポートするシステムが不可欠となっており、子どもを総合的に研究する「子ども学」の構築が急がれる。

21 世紀を生き抜く子ども達や社会、とりわけ地域社会にとって、高等教育機関に期待することは、教育学や保育学、福祉学といった特定の職域で求められる専門的知識や技術の修得と併せて、経済学、法学といった社会科学系の知識や比較文化、哲学といった人文学系の知識とそれらの知見を応用する能力である。

また、子どもは未来社会を託す宝である。一人ひとりが人格と個性を尊重されなが

ら不断の向上心や円満な人間性が培われる生活環境、活動空間の創造は、家庭、学校、及び地域社会に課せられた社会的使命であり、それぞれが連携しながら、守備分野をしっかりと果たしていかなければならない。

こうした認識のもとに、子ども学の構築に当たっては、乳幼児から児童期の子どもの心身の成長・発達を連続したプロセスとして捉え、かつ、折々の時代の社会思潮やしくみといった文化的社会環境も成長過程に密接に係わることから、教育学・保育学・福祉学を基軸としながら、学際的学問領域も教育活動に採り入れた未来志向の複合型子ども学の定着を目指している。

また、子どもの成長過程では、家庭・コミュニティ環境を含めた教育、保育、福祉活動などの社会要因も無視できない。子育て支援や教育福祉面での学校、家庭、行政、企業、NPO 等の効果的な連携方策やマンパワーの確保、コミュニケーションのあり方などについて実践的な研究を行う。

さらに、乳幼児・児童は、発達段階でさまざまな事象に日々遭遇している。一人ひとりの心と身体の変化を的確に把握し、分析する。あるいは予見して適時適切に指導やケアができる高度で、総合的な課題解決能力と応用力を兼ね備えた人材を育成するための教育、研究を推進する。

【自己評価】

本学の使命、教育目的は、建学の精神『地域に貢献する人材の育成』を基本理念として定めており、その内容は学則や大学の設置認可申請書に明確に記載している。また、これらの基本的事項は大学の公式ホームページや大学案内などの刊行物において適宜公表している。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-1-1】びわこ学院大学学則

【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-2】びわこ学院大学設置認可申請書

1-1-② 簡潔な文章化

【事実の説明】

本学の使命・目的及び教育目的については、1-1-①イ.教育研究目的で述べたとおりであるが、これらの内容を学生が正しく理解することは勿論のこと、日常的に自覚し、主体的に行動することが大変重要であることから、「2013 学生ハンドブック」の前書き部分において、より簡潔なわかり易い文章で次のように掲載している。

びわこ学院大学の基本理念と教育目標として、「地域に貢献できる人材育成を建学理念として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、幅広く高度な学識を身につけた有為な人材を育成し、もって、社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを目的とする。」を明記している。【資料 1-1-3】

【自己評価】

「寄附行為」「大学学則」「学生ハンドブック」等に明示している大学の使命や教育

目的は明確かつ簡潔に表現している。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 1-1-3】2013 学生ハンドブック（2 頁） 【資料 F-5】と同じ

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

教育目標については、内容の具体性と明確性、簡潔な文章化を確保・維持しつつ、大学を取り巻く環境の変化に敏感に対応することが肝要である。具体的には少子化に伴う大学淘汰、グローバル化がもたらす社会環境の変化、さらにはそれらを背景とする高等教育機関への期待感など、地域住民や受験生が大学に求める存在意義の変化などを踏まえ、使命・目的及び教育目的について、随時見直すこととしている。

こうした観点から、大学の教育目的をより具体的に実践するため、子ども学科の教育課程について適宜見直しを行う一方、社会の人材需要に対応する新学科（スポーツ教育学科）の平成 26（2014）年度創設に向けて準備を進める。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

＜1-2 の視点＞

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

【事実の説明】

本学の建学理念『地域に貢献する人材の育成』は、地域が必要とする職能人のニーズに応えることにある。滋賀県中部地域は総じて人口減少が進みつつあり、とりわけ、少子化の進展と高齢者の増加は年々顕著になっている。本学が目指す福祉の志をもった教諭・保育士の養成は、地域の人的需要に沿ったものといえる。【資料 1-2-1】

本学は、教育福祉学部子ども学科からなる一学部一学科の単科大学であり、学部学科での教育目標の達成が本学の教育目的を実現する、いわば表裏一体の関係にある。子ども学科では、ヒトが誕生から人間として成長していく過程をサポートし、一人ひとりの子どもの個性を引き出して、自立・発展させる指導力を身につけた教育者・保育者の育成を行っている。その教育課程では、「教育」と「福祉」をそれぞれ別の学問領域として位置付けるのではなく、双方を融合させた新しい学びの体系として構築している。子ども学科の科目には「教育福祉学」「人間福祉概論」「子ども教育学概論」

「子ども福祉学概論」などを開講しており、福祉マインドを身に付けた教育者・保育者の養成を目指して、学生が主体的に履修できるように配慮している。このことは、本学の教育課程編成の基本的な考え方であり、個性・特色といえるものである。【資料 1-2-2】

【自己評価】

本学では、教育と福祉のそれぞれの学問領域を融合させ、全人格的な指導者の育成を目指しており、こうした教育理念は教学上に反映し、本学の個性・特色となっている。また、それらの内容は、印刷物等の媒体を通して明示し、学内外への周知を図っている。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-2-1】平成 23 (2011) 年度 滋賀県中部地域の人口動態と構成

【資料 1-2-2】2013 シラバス

【資料 F-5】と同じ

1-2-② 法令への適合

【事実の説明】

びわこ学院大学学則第 1 章総則第 1 条 (目的) において、「本学は、教育基本法に基づき、学校教育法の定める大学として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、幅広く高度な学識を身につけた有為な人材を育成し、もって社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを目的とする。」と定めている。また、教育福祉学部子ども学科の教育目的として、「子どもに関する広範な知識・技術を教授研究し、教育・保育及び福祉に関する高度な専門性を有する人材を育成する」こととしており、学則第 1 条の定めにも則っている。このことから、本学の使命・目的及び教育目的は、教育基本法及び学校教育法の定めを遵守し、その理念に沿ったものとなっている。【資料 1-2-3】

【自己評価】

大学の使命や教育目的は、法令などを遵守しているものと判断している。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-2-3】びわこ学院大学学則

【資料 F-3】と同じ

1-2-③ 変化への対応

【事実の説明】

本学では、月 1 回定期的開催している「自己点検・評価委員会」及び「FD 委員会」と同委員会主催による「全学 FD/SD 研修会」などにおいて、大学を取り巻くさまざまな変化や学生、保護者の要望などについて広く議論し、本学の教学内容や大学運営に活かすよう努めている。【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】

一方、教授会の傘下におかれている 16 の委員会をはじめ、子ども文化研究センター及び地域連携研究センターなどの学内諸機関においても、将来展望を視野においた

不断の見直しを実施しており、これらの内容についてはその都度教授会に報告している。

本学においては、現在「学校法人滋賀学園中期計画」を策定中であるが、開学後の社会情勢や高等教育機関を取り巻く環境の変化、将来展望などに配意しながら、「ミッション」「ビジョン」「行動指針」などに一定の方向付けを行うこととしている。

【自己評価】

開学後、日が浅いこともあって、現時点での大幅な見直しは予定していないが、現行の教育手法やシステム等については、学内の関係機関での審議を踏まえつつ、社会の変化に適応できるよう所要の見直しを進める。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 1-2-4】びわこ学院大学規程集 (自己点検・評価委員会規程)

【資料 1-2-5】びわこ学院大学規程集 (FD 委員会規程)

【資料 1-2-6】平成 25 (2013) 年度 FD/SD 研修会開催状況

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

地域の高等教育機関としての使命と、本学の建学の精神を具現化していく上で、現行の教育目標が社会潮流に適ったものとなっているかなど、その整合性について適宜検証を加え、大学運営に反映してゆくことが肝要である。特に、学園の総合力を発揚するうえで、本学と滋賀学園中学・高等学校との有機的連携を深めていかなければならない。

開学以来 5 年を経過して、大学内で顕在化しつつあるさまざまな問題点や改善点については、理事長、学長、事務局長による「三役会議」での基本的な対応方針をもとに、教職員がこれらの検討内容を共有して、議論の輪を広げるとともに、段階的に是正を図ることとしている。また、これら改革内容の進展状況を勘案しながら、本学ホームページ等で開示し、学内外の関係者への周知に努める。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

【事実の説明】

本学は、開学以降、設置認可申請時（平成 20（2008）年 6 月 3 日）に大学設置審議会に提出した調書に準拠して運営している。平成 20（2008）年度の大学開設準備作業においては、主として学長予定者と大学開設準備室が中心となって学園の建学の精神を範とした本学の使命・目的などの方向付けを行ってきたが、この調書作成過程においては全教職員が議論に参画しており、大学の使命・目的などについては十分なる理解と支持が得られる結論を導き出している。開学後においては、各媒体（印刷物やホームページ、学内イントラネットを活用した情報共有システム等）を活用して、教育目的等の啓発・周知と情報の共有に努めている。

また、役員に対しては、年度初めの理事会と評議員会において、学長から学内容の説明に併せて本学の使命・教育目的の取り組み方針について報告するとともに、当該年度の最後の理事会においても、次年度の事業計画や予算など大学運営全般についての説明のなかで、教育目的の達成状況について総括しており、十分な理解と承認を得ているものと認識している。

この他、学則を始めとする基本的な規程の改廃や地元自治体、各種団体との連携、交流活動について、教授会での議論を踏まえ、理事会と評議員会の承認を得ており、この点についても、役員と教職員の理解と支持を得ていると認識する。【資料 1-3-1】

【自己評価】

建学の精神等で示す使命や目的については、大学設置申請の事務手続などを通じて役員及び教職員の理解を深めており、また、「大学案内」「学生募集要項」「学則」や「学生ハンドブック」等の印刷物により、学内外への啓発を図っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-3-1】平成 25（2013）年度 理事会/評議員会議事録（抜粋）

1-3-② 学内外への周知

【事実の説明】

学内外への広報については、周知対象を大きく受験生・保護者と社会一般、新入生を含む在学生及び卒業生と産業界といった 3 つの分野に大別し、対象ごとに広報内容にメリハリをつけ、これらの周知徹底に努めている。

まず、受験生・保護者と社会人一般に対しては「大学案内」「本学ホームページ」「紫野（広報誌）」などの書籍と電子媒体を通して周知を図っている。【資料 1-3-2】【資料 1-3-3】【資料 1-3-4】

また、新入生には受験前の「オープンキャンパスでの説明会」「大学案内」「本学ホームページ」「入学式における学長の式辞」「入学オリエンテーション」「学生ハンドブック（学則）」「シラバス」等さまざまな機会や印刷物などを通して、本学の教育理念の説明と併せて 1-3-③のイに示す 3 つのポリシーの啓発に努めている。さらに、在学

生については、入学時でのオリエンテーションや「スタディスキルズ」「キャリアデザイン」等の講義を通して、また、コースの選択時においても、コースの内容を十分理解させるなかで、本学の教育理念・目標について適切に説明している。【資料 1-3-5】

【資料 1-3-6】【資料 1-3-7】【資料 1-3-8】【資料 1-3-9】

この他、一般社会や卒業生、産業界への周知広報については、「本学のホームページ」「就職用パンフレット類」「紫野（広報誌）」「紫茜（同窓会誌）」などを通し各方面への啓発に努めている。【資料 1-3-10】【資料 1-3-11】

【自己評価】

建学の精神（理念）、使命・目的及び教育目的などは、さまざまな媒体（「大学案内」「シラバス」「学生ハンドブック」「広報誌」「大学パンフレット」等）を通して学内外に周知しているものと判断している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-3-2】びわこ学院大学 2013 大学案内 【資料 F-2】と同じ

【資料 1-3-3】ホームページ (<http://www.newton.ac.jp/bgu>)

【資料 1-3-4】平成 25（2013）年度 紫野（広報誌）

【資料 1-3-5】平成 25（2013）年度 入学式典での学長式辞

【資料 1-3-6】平成 25（2013）年度 オリエンテーション

【資料 1-3-7】2013 学生ハンドブック 【資料 F-4】と同じ

【資料 1-3-8】2013 シラバス 【資料 F-5】と同じ

【資料 1-3-9】「キャリアデザイン」シラバス

【資料 1-3-10】平成 25（2013）年度 企業向けパンフレット

【資料 1-3-11】平成 25（2013）年度 紫茜（同窓会誌）

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

【事実の説明】

ア 中長期的な計画

本学の教育・学術を展開するにあたり、建学理念と教育目的の根幹ともいえる『地域に貢献する人材の育成』を確たるベースにしながら、社会・産業界の質的な変化や社会システム、生活スタイルの変容など社会・経済・文化の流れにしなやかに順応し、地域人の一員として力強く生きる資質の養成を最重視しなければならない。

こうした観点にたつて、現在平成 26（2014）年度前半をめどに策定作業を進めている中長期計画には、「自己点検・評価委員会の検討課題」や「本学の共同研究センターからの指摘提案」「保護者会懇談会」などでの指摘事項や議論結果、さらには、地域連携を締結している近郊の市町、高大連携校等の情報を取り入れるなど、より多面的に検証を加えるとともに、これらから得た知識・情報については、「3つの方針」に反映することとしている。【資料 1-3-12】【資料 1-3-13】

イ 3つのポリシー

本学では、建学の精神のもと、本学の使命・目的及び教育目的を実現するために次の3つのポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシー）を定め、教育体制と教育内容の整備に努める一方、こうした取り組みを広く学内外への周知に努めている。

○アドミッションポリシー

- ・現在の子どもについて、いろいろと専門的に研究したいと思う人
- ・子どもへの深い愛情を持ち、幼児・児童教育及び保育への強い情熱を有するとともに、人間にかかわる幅広い分野に関心を持った人
- ・保護者や地域コミュニティに積極的にかかわり、学校・家庭・行政・NPOなどの教育・福祉に係る連携・協働のもとに、次世代の子ども育成と支援活動に参画したい人
- ・人格や発達の多様性を理解し、一人ひとりの固有の成長の可能性を信じることのできる人
- ・子どもを取り巻く諸問題を真剣に受け止め、教育、保育、福祉の現場で自ら問題解決に取り組もうとする人

○カリキュラムポリシー

- ・教育福祉学部では、教育学、保育学、福祉学、心理学などの広範な分野の教育・研究を行い、教育と福祉の視点をもった子育て、子育て支援のスペシャリストを養成するとともに、教育、保育、福祉の広い分野で社会に貢献できる人材を育成する。

○ディプロマポリシー

- ・子どもの心身の成長・発達に対し、一人ひとりの学習や生活を支援しうる教育、保育、福祉について専門知識を修得している。
- ・教育をめぐる様々な問題状況を積極的に予見・発見し、的確な処置のできる視座を有している。
- ・教育者として教育への情熱と倫理観をもち、高い技能と豊かな表現力を身につけている。
- ・自己の学習課題を明確にし、課題解決のための継続的な研鑽ができる。
- ・人間関係を豊かに育てることができる“人間味”を持ち、社会の一員として適切な行動ができる。

【自己評価】

上記の3つのポリシーのもとで、本学の建学の精神『地域に貢献する人材の育成』に沿った教育体制・教育内容を整備している。なお、これらのポリシーについては、近年大学などを取り巻く環境が大きく変化しつつあることに鑑み、適宜見直しを加え、社会変容に順応していきたい。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 1-3-12】平成 24 (2012) 年度「自己点検・評価委員会の検討課題」

【資料 1-3-13】共同研究センター報告書 1号～3号

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

本学の教育福祉学部子ども学科では、年少児の情操豊かな成長を手助けする保育者・教育者の養成に向けて、子どもの養育を学問的に追及する教育研究を実践している。

子ども学科は、「子ども教育コース」と「子ども福祉コース」に分かれ、学生の志向に沿ってより細かな教育が可能な形態となっており、教学上の課題調整はそれぞれの「コース会議」での審議をもとに、「学科会議」で総合調整を図っている。この学科会議は、学科に在籍する教授、准教授、講師で構成し、学科目標の検証と達成シナリオ、学生動態の共通理解など、教育・研究、運営に関する事項の審議や学科特性を生かした教育の企画立案などで機能している。

コース会議及び学科会議で審議した事項について、横断的、総合的に調整・審議する機関として、「教授会」を構成している。本学の教授会は、学部が単一であることから、学長、学部長、教授、准教授、講師以上の全教員のほか、事務局長で組織し、教学面の要望等が迅速かつ効果的に対処できるよう事務局から総務課長、教務課長がオブザーバーとして参加している。会議の開催は、月 1 回 (第 3 水曜日) を定例教授会とし、学長または構成員の過半数からの要請により臨時の教授会を開催することができるとしている。平成 25 (2013) 年度は臨時教授会を含めて 15 回開催した。【資料 1-3-14】

なお、上記教授会で審議する事案をあらかじめ検討、調整するとともに、当面する諸課題を協議する組織として「企画運営委員会」を置いている。構成メンバーは、学長、学部長、学科長、教務部長、学生部長、図書館長、入学センター長及び学長が推薦する教員、その他、事務局長、総務課長、教務課長、学生支援課長、進路支援課長等で組織し、学長が主宰する。会議は月 1 回 (毎月第 1 水曜日) を定例会議とし、学長の意向により、臨時に開催することがある。平成 25 (2013) 年度は、臨時の委員会を含めて 10 回開催した。【資料 1-3-15】

このほかに、教授会の下部組織として、専門的事項を審議、起案、実行することを目的として、委員会を組織し、役職により出席する規定委員と学科が推薦する委嘱委員で構成している。

主要な委員会の活動状況は以下のとおりである。

1) 教務委員会

教育課程の編成、運営をはじめ、学生の転学、留学、休学及び退学除籍等に関する事項を協議し、教授会に上申するほか、単位互換制度、既修得単位の認定、聴講生、研究生、科目等履修生及び留学生に関することなどを審議検討する。平成 25 (2013) 年度は、13 回開催した。【資料 1-3-16】

2) 学生委員会

学生が大学生活を円滑に過ごすことができるよう総合的支援を行うことを目的として設置している。また、進路支援や学生会・課外活動支援などの学生支援を行っており、平成 25（2013）年度は、11 回開催した。【資料 1-3-17】

3) 自己点検・評価委員会

自己点検・評価に関する必要な事項を審議するとともに、教職員の資質の向上に資する組織的な取り組みの提案、実行などを所掌している。平成 25（2013）年度は、11 回開催した。【資料 1-3-18】

4) 図書館委員会

附属図書館として、充実した図書館運営の在り方を協議することを目的に設置しており、平成 25（2013）年度は、10 回開催した。【資料 1-3-19】

また、教育福祉学部在籍する学生の多様な技能や活動を支える機関として、3 つの共同研究センター（総合教育支援センター、子ども文化研究センター、地域連携研究センター）を併設しており、学生の学部教育での学士課程の学修と並行して、単位取得とは関わりなく学生が主体的に学究する教育環境を整えている。この他、学生が入学時から、地域の教育現場での教育ボランティアや地域住民との交流などを通して、卒業後、地域活動に自主的に貢献するよう意識付けを行っている。これらの取り組みは、「[表 1-3-1]びわこ学院大学組織機構図」で示す体制の下に適正に執行している。【資料 1-3-20】【資料 1-3-21】【資料 1-3-22】

本学における意思決定プロセスは、コース会議から学科会議で一定の方向付けを行い、関係委員会で協議の後、企画運営委員会での横断的かつ総合的な調整を経て、教授会において審議・決定している。なお、人事や財政に係る事案については理事会の承認が必要となる。

【自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的を戦略的に遂行するための「大学の 3 つの方針」をもとに、全学的に推進する教育研究及び管理運営の体制が整備していることから、機能が発揮できているものと認識している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-3-14】びわこ学院大学規程集（教授会規程）

【資料 1-3-15】びわこ学院大学規程集（企画運営委員会規程）

【資料 1-3-16】びわこ学院大学規程集（教務委員会規程）

【資料 1-3-17】びわこ学院大学規程集（学生委員会規程）

【資料 1-3-18】びわこ学院大学規程集（自己点検・評価委員会規程）

【資料 1-2-4】に同じ

【資料 1-3-19】びわこ学院大学規程集（図書館委員会規程）

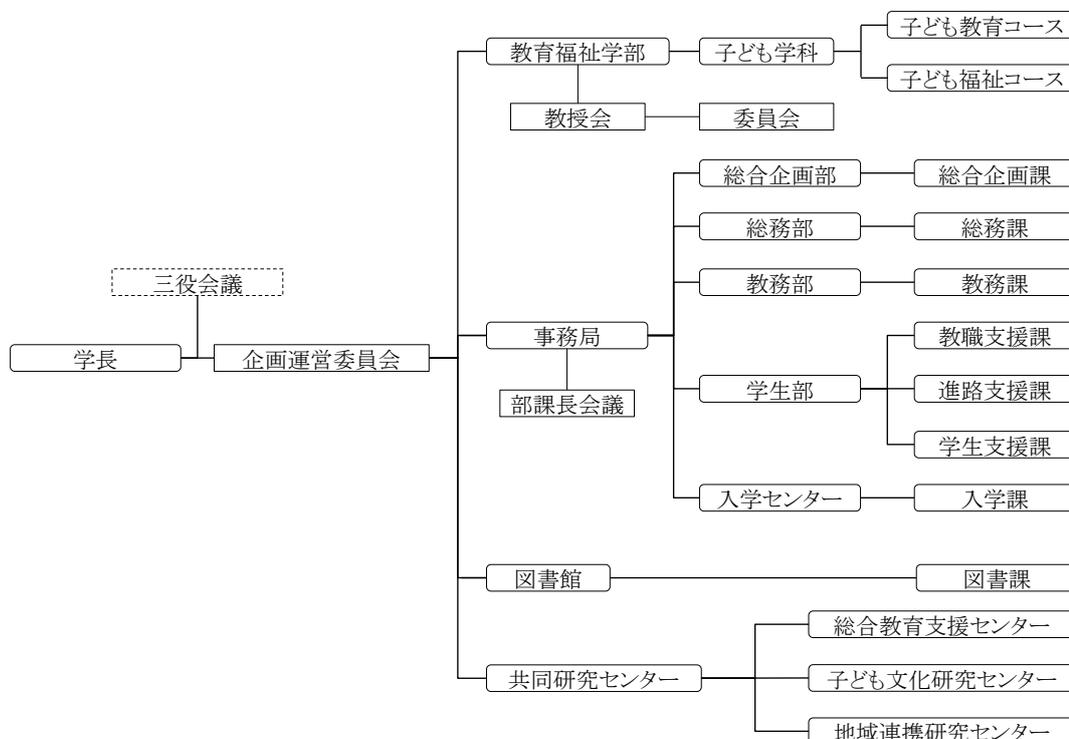
【資料 1-3-20】びわこ学院大学規程集（子ども文化研究センター規程）

【資料 1-3-21】びわこ学院大学規程集（地域連携研究センター規程）

びわこ学院大学

【資料 1-3-22】平成 25 (2013) 年度における教授会、学科会議、企画運営委員会、教務委員会、学生委員会、自己点検・評価委員会、図書館委員会等の審議事項抜粋 (写)

[表 1-3-1] びわこ学院大学 組織機構図



(3) 1-3 の改善・向上方策 (将来計画)

近年大学運営は、先行きが見通せない試練の時を迎えている。とりわけ、少子化の進行に伴う大学志望者の減少は、熾烈な学生確保や大学の大衆化による学力低下、さらには科学技術の発展や経済のグローバル化の進展も相俟って、これまでの延長線上にはない斬新な取り組みが求められるようになっている。

幹線交通から距離をおく本学の地理的条件や単科大学として学問領域が限定されることなどの負の側面をしっかりと直視し、これらを適確に克服していくための不断の見直しは、本学の持続的発展にとってより重要である。

こうした現状認識のもとに、学生が意欲的に学べる環境づくり、例えば、体験型の教育やキャリア教育など学生が学びの目的を意識化するための仕掛け、即ち、新たな教育システムや教育手法を取り入れていくことにより、教学の質的向上はもとより、学生がめざす職業人育成の土壌として機能することが期待できる。

[基準 1 の自己評価]

本学は開学以来、『地域に貢献する人材の育成』を教育理念とし、これを具現化するための教育条件や研究体制の整備を図ってきた。

教育福祉学部では、福祉の心を身に付けた教育者の育成を究極目的としていることに鑑

びわこ学院大学

み、教育と福祉を組み合わせた独創的な教育課程を基本とした 3 つのポリシーを策定し、
教学内容の深化と学生の学業への目的意識の涵養など一定の成果を上げている。しかしな
がら、本学は開学後の歴史が浅いこともあって、大学運営も発展途上にあり、大学の存在
感を内外にアピールする確かな体力が備わっていない状況にある。学生確保に向けての効
果的な情報発信と免許や資格取得のための学修になお一層力を入れ、教育力の質的向上を
図っていききたい。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

【事実の説明】

本学における入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）は、以下の事項を念頭に具体的の方針を明確にし、周知をはかっている。

- ・現在の子どもについて、いろいろと専門的に研究したいと思う人
- ・子どもへの深い愛情を持ち、幼児・児童教育及び保育への強い情熱を有するとともに、人間にかかわる幅広い分野に関心を持った人
- ・保護者や地域コミュニティに積極的にかかわり、学校・家庭・行政・NPO などの教育・福祉に係る連携・協働のもとに、次世代の子ども育成と支援活動に参画したい人
- ・人格や発達の多様性を理解し、一人ひとりの固有の成長の可能性を信じていることができる人
- ・子どもを取り巻く諸問題を真剣に受け止め、教育、保育、福祉の現場で自ら問題解決に取り組もうとする人

このアドミッションポリシーについては、「びわこ学院大学入学者選抜規程」に則り、入試委員会での協議を経て教授会に諮り、全教員に周知している。【資料 2-1-1】

本学では学部名を「教育福祉学部」と冠しているとおおり、教育・保育の領域に加えて、福祉の視点から子どもの成長や子育てについてのサポートができる学生を求めている。

また、平成 26(2014)年度入試から、新たに「スポーツ教育学科」の学生募集が始まるが、既設の「子ども学科」のように、幼少期や小学生への福祉的・教育的指導ができる学生だけではなく、中学校・高等学校の保健体育の教諭免許取得や特別支援での指導者の養成も予定していることから、青年期の指導に力を発揮できる学生の募集に力点をおいている。

このアドミッションポリシーについては、「大学案内」「学生募集要項」「ホームページ」等に明示するとともに、高校教員対象入試説明会やオープンキャンパス、進学相談会、更には、大学の知的資源を地域に生かす公開授業、教員が高校に出向き模擬授業などを行う出前授業（本学では「プレカレッジ」と呼称）、高大連携事業等において周知に努めている。特に、本学では教員と入学センター職員が同行して県下の高等学

校の進路指導担当者へ入試パンフレットや学生募集要項などを持参する、教職員一体となった地域密着型の取り組みを行っている。【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】

また、隣接する三重県、和歌山県、福井県、岐阜県をはじめ、東日本大震災などの被災地の受験生への周知を行っている。【資料 2-1-4】

現在、学生募集に向けて、ホームページや受験生向けの雑誌等で本学の入試の特徴や傾向などについて啓発を行っているが、新設のスポーツ教育学科の認可時期との関係から、当学科の募集開始時期の遅れも考えられ、学生確保には相当厳しい事態が予想される。

今後の課題としては、数年前から継続的に取り組んでいる受験生向けの広報だけではなく、本学の認知度のすそ野を拡大する意味から入学者に限定しない広範な周知・広報活動の展開が求められる。昨年度に認定型の大学附属こども園(「あっぷる」)が完成したこと、本学の前身でもある滋賀文化短期大学当時の卒業生が結婚し、子育てに入る時期にあること、加えて、在校生や卒業生の多くが滋賀県内に居住している実態がある。これらを効果的につなぐことにより、本学の認知度を高める取り組みを進めることが必要である。

つまり、過去の卒業生という資産や法人の姉妹校である滋賀学園中学・高等学校の社会資源を活かすことにより、地域での幅広い層への啓発はもとより、結果として受験生への周知活動とリンクするものといえる。

具体的な対策としては、図書委員会と広報委員会を合わせた「図書・広報委員会」にて、ソーシャルネットワークシステムなどを活用し、教員が地域や外部に発信した情報を、図書館の一角に掲示するなど、オープンキャンパス等で来校される保護者へのアピールに努めている。

【自己評価】

入学者の受入れ方針の明確化と周知については、アドミッションポリシーに基づき、適切に実施している。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 2-1-1】 びわこ学院大学規程集 (入学者選抜規程)

【資料 2-1-2】 平成 25 (2013) 年度 大学案内

【資料 2-1-3】 平成 25 (2013) 年度 学生募集要項

【資料 2-1-4】 県外高校訪問一覧表

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

本学における入学者選抜事務に関しては、「入試委員会」において、入学者選抜の実施方針や入学試験要領等入学者受け入れに関する全般的事項について審議、決定しており、アドミッションポリシーについては、これら入学試験要領の説明の際に周知に努めている。

また、入学試験問題については、学長の指名により選抜された入試問題作成委員がアドミッションポリシーに則り試験問題を作成している。

本学の入試形態については、アドミッションポリシーにより入学者受入れ方針を明確化したうえで、本学独自の AO 入試、推薦入試、一般入試、社会人入試、大学入試センター試験利用入試のほか、年度末には自己推薦入試を実施しており、多様なチャンネルを提供している。

また、合否判定については、いずれも入試委員と入試問題作成委員で組織された「入試判定委員会」によって、大学設置基準第 2 条の 2 及び大学入学者選抜実施要項の規定に従って、調査書、学力試験、面接、小論文などを総合的に判定し、合格者を内定のうへ、教授会で承認を得る手続きを採っている。

新設のスポーツ教育学科については、認可時期の関係から指定校推薦入試など子ども学科に準じた対応ができていない。

具体的な入学者受入れに対する工夫としては、両学科ともそれぞれの入試に応じて学生層が異なることから、入試問題作成委員会が難易度や分量、傾向などを把握しながら問題案を作成し、推敲と審査を実施している。【資料 2-1-5】

特に、子ども学科の入試においては、本学独自の AO 入試制度を採用している。入学前と入学後のイメージや期待感の乖離など想定される事態を回避するために、受験生 1 人につき 20 分間の個別面談を実施している。通常の面接ではなく、受験生自らが自らの言葉で表現し、それに本学試験面談者が話をつないでいき、十分な時間をとることによりミスマッチを防ぐよう配慮している。

また、AO 入試の選抜にあたっては 60 分程度の模擬授業を経験させ、その模擬授業に沿った論述式の設定を複数設定することで、意欲・関心に加えて学力をも担保し、二次のエントリーシート等を通して十分な対話を深める中で、思考力や表現力を考査することとしている。【資料 2-1-6】

入学者の選抜はすべての過程において、公平・公正が確保されなければならないことから、入試行程を監督する者を配置し、厳正を期している。

【自己評価】

入学者の受入れ方針に沿った学生受入れについては、十分に工夫されたものになっている。

＜エビデンス集 (資料編)＞

【資料 2-1-5】 入試問題作成に関する体制表

【資料 2-1-6】 AO 入試のご案内

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

平成 25 (2013) 年度の入試形態別にみた入学者の動向は、資料のとおりである。開学 5 年を迎え、これまでの教職員が一体となった入試広報や入学後における学生へのきめ細かなフォロー等一定評価されるようになり、学生募集の取り組みが、次第に功を奏し、年を追う毎に入学者数は増加しつつある。しかしながら、新設のスポーツ教育学科については、認可時期との関係で募集開始が 11 月にずれ込んだことから、定員を満たすに至らなかった。

びわこ学院大学

なお、現在のところ滋賀県内の私立大学のなかでは、学生の退学率が最も低いことから、学生支援が有効に機能しているものと思われる。しかし、今後、入学する学生個々の抱える課題が多様化、複雑化している現状からして、入学後の取り組みを、各関係部署や委員会で横断的に展開していかなければならない。【資料 2-1-7】

【自己評価】

開学より、入学者の定員充足率は 8 割前後で推移しており、満足すべき状況にはないが、年を追うごとに改善傾向にあることから、県内高校への学校訪問により一層力を入れ、安定的な充足率を維持していきたい。なお、新設のスポーツ教育学科については、募集開始時期等の関係から、定員を満たすことはできなかったが、県内の高校生に対する働きかけを強め、新学科の認知度の高揚と入学定員に沿った学生確保に努める。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 2-1-7】 平成 25 (2013) 年度 受験者数・合格者数一覧 データ編【表 2-1】

[表 2-1-1] 募集定員、志願者数、合格者数、入学者数 (過去 5 年)

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	
	子ども学科	子ども学科	子ども学科	子ども学科	子ども	スポーツ教育
募集定員	80	80	80	80	80	40
志願者数	91	125	138	177	127	27
合格者数	85	114	116	173	126	27
入学者数	62	80	75	91	70	18

[表 2-1-2] 定員充足率

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
1 年生	64	81	75	92	90
2 年生	49	63	72	78	91
3 年生	—	52	65	65	76
4 年生	—	—	51	69	73
合計	113	196	263	304	330
収容定員	160	250	340	340	380
充足率	70.6%	78.4%	77.4%	89.4%	86.8%

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

今後の 18 歳人口の減少を考えた際、入学者受入れの方針や学生の受入れ方法などの点検や改善に努め、入学後における学生の基礎学力や授業への理解度ならびに実態から、定員の充足と、学生満足度の向上を図る計画も現在進行している。系列校 (滋賀学園高等学校) との連携が予想どおりに進められていないことについては今後の課題となる。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

【事実の説明】

本学学則の第 1 条第 2 項には教育福祉学部子ども学科の教育目的として、「子どもに関わる広範な知識・技術を教授研究し、教育、保育及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成を目的とする」としている。この教育目的をもとに立てたディプロマポリシーとカリキュラムポリシー（いずれもシラバスの巻頭に掲載する形で明示）に基づき、学科での各学年の教育目標や、小学校教諭、幼稚園教諭、養護教諭、保育士のそれぞれの養成課程の教育目標及び各学年における教育目標を設定している。さらに、子ども学科のシラバスには、すべての開講科目でディプロマポリシーにおける当該科目の位置づけと到達目標を明示している。【資料 2-2-1】

【自己評価】

本学では、教育目的を踏まえて教育課程の編成方針を明確化している。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 2-2-1】 2013 シラバス

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【事実の説明】

前述のディプロマポリシー、カリキュラムポリシーをもとに設定した各学年の教育目標に基づいて子ども学科の教育課程を編成している。また、小学校教諭、幼稚園教諭、養護教諭、保育士のそれぞれの養成課程での各学年の教育目標をもとにそれぞれの養成課程の科目配置を系統的に行っている。【資料 2-2-2】

平成 24（2012）年度に初めての卒業生を送り出したことを受け、平成 25（2013）年度はこの 4 年間の教育課程を総括するとともに、教育福祉学部にはスポーツ教育学科を新設することを踏まえ、平成 26（2014）年度以降の教育課程の見直し作業を行った。具体的な改定内容は主に次の点である。

- ・卒業必修単位 124 単位のうち、教養教育科目を 20 単位以上、専門教育（学科コア、基幹、展開、発展）科目を 90 単位以上とし、残りの 14 単位は学生の選択に基づき履修できるよう自由度を持たせるとともに、子ども学科の学生がスポーツ教育学科の科目を履修することも可とする。

- ・高等学校教諭免許課程（福祉）廃止と、社会福祉士・スクールソーシャルワーカーの資格取得に必要な科目等の新設

また、この作業と並行して、各実習小委員会では、免許・資格に必要な科目の教育課程における配置の系統性を再点検するとともに、子ども学科、スポーツ教育学科の学科間をまたぐ免許・資格の取得の可否と適切性について検討を行い、次年度の教育課程に反映することとなった。【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】

本年度の FD 委員会は、例年と同じく教員間での公開授業を行い、授業内容・方法の向上に取り組んでいる。これに加えて 2 度の FD 研修において授業内容・方法に関する教員間の共通理解を図った。研修テーマは以下のとおりである。

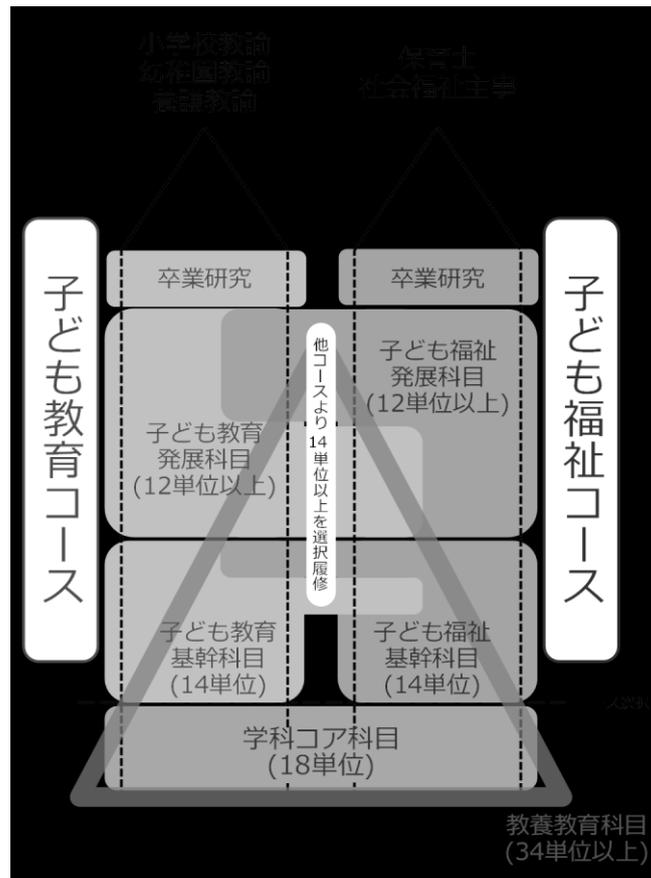
- ・「ゼミ運営と卒論指導」をテーマとして FD 研修を平成 25（2013）年 7 月に実施した。ここでいう「ゼミ」とは 3 年生の「子ども学総合演習」、4 年生の「子ども卒業研究」の 2 科目をいい、同一授業科目を複数の教員がそれぞれ成績評価している。本研修を通して、教育課程におけるゼミの位置づけ、ゼミ運営のあり方と評価の方法について教員間の一定の共通理解を図ることができた。
- ・平成 26（2014）年 2 月に実施した「十字モデルを用いたライティング指導（入門）」では、学生のライティング指導に関する研修を行った。ここでは特に、教育課程における重要な局面である卒業論文や学外実習記録での書き方指導に焦点を当てている。「ライティング指導に関するヒントを得ることができた」、「学生に段階的に思考をさせる必要性を感じた」等の参加者の評価が寄せられた。
- ・また、平成 24（2012）年度の FD 活動の取り組みを総括し、『学生の自主性・自信を育み、目標を実現する教育支援』を目指した FD 活動の取り組み」という発表題目で関西地区 FD 連絡協議会の「FD 活動報告会 2013」（平成 25（2013）年 5 月 18 日、京都大学）にてポスター発表を行った。【資料 2-2-5】～【資料 2-2-8】

教授方法の改善を進めるために、前述のとおり本学では FD 委員会を組織し、教授方法の改善を進めるための組織体制を整備、運用している。【資料 2-2-9】

本学では、各科目の予習・復習に十分な学習時間を確保させ、学習効果を高めるために、履修登録できる単位数に上限（以下、「CAP 制」と表記する。）を設けている。具体的には、1 年次春学期は 20 単位を上限とし、1 年次秋学期以降は直前のSemesterの成績（GPA）によって履修できる単位数を決定している。【資料 2-2-10】

なお、平成 21（2009）年度の開学以来、CAP 制対象科目の扱いが明確でなかったことから、CAP 制のあり方について検討を重ね、平成 26（2014）年度には対象外科目を大幅に削減、整理することにより適切な CAP 制の運用を図ることとした。【資料 2-2-11】

[表 2-2-1] 教育福祉学部子ども学科の教育課程イメージ図



【自己評価】

本学では、教育課程の編制方針に則って教育課程を体系的に編成し、また、教授方法の工夫・開発に努めている。

<エビデンス集 (資料編)>

- 【資料 2-2-2】 教育福祉学部、子ども学科、各養成課程の各教育目標一覧
- 【資料 2-2-3】 平成 25 (2013) 年度 7・9 (臨)・9・11 月教務委員会議事録
- 【資料 2-2-4】 平成 25 (2013) 年度 7 月教務委員会資料
「教育福祉学部子ども学科 カリキュラム改訂
(平成 26 (2014) 年度入学生より適用) について (案)」
- 【資料 2-2-5】 平成 25 (2013) 年度 公開授業参加報告書
- 【資料 2-2-6】 平成 25 (2013) 年度 第 1 回 FD 研修会報告書
- 【資料 2-2-7】 平成 25 (2013) 年度 第 2 回 FD 研修会、アンケート集計
- 【資料 2-2-8】 関西地区 FD 連絡協議会「FD 活動報告会 2013」発表一覧
- 【資料 2-2-9】 びわこ学院大学規程集 (FD 委員会規程)
- 【資料 2-2-10】 2013 学生ハンドブック (P.19)
- 【資料 2-2-11】 2014 学生ハンドブック (P.19)

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマポリシーが示す資質・能力の開発に向けて教育課程をより系統的、体系的に編成、開発していかなければならない。この点から、次年度は、子ども教育コースと子ども福祉コースの会議や各実習小委員会での論議と検討を集約しながら、カリキュラムマップの作成に向けた取り組みを具体的に進める。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【事実の説明】

入学時にはアドミッションポリシー及びディプロマポリシーの説明と履修、各年度開始時での履修指導を実施してきた。本学は CAP 制を導入し前学期の GPA 値に基づいて当学期の履修単位を限定していることから、それに基づいた履修指導を行ってきた。その上でクラス及びゼミ担当教員がその結果を学生自身がプロットした「学修の記録」をもとに学生指導を行っている。【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】

また、1 年次のスタディスキルズにおいて「学修の記録」の作成と利用についてのオリエンテーションを行い、大学での学びの方法について指導している。【資料 2-3-3】

さらに 1 年次 12 月、2 年次 5 月の 2 回にわたる学外実習ガイダンスにおいて、学外実習と学内での座学による学びの関連性を説明し、カリキュラムに沿った授業の系統的な学修を指導している。【資料 2-3-4】

以上の指導体制は基本的には、本学では資格免許に関わる実習を中心としていることから小学校、養護、幼保、高校福祉の各分野に実習小委員会を構成しており、平成 25 (2013) 年度はこの実習小委員会を中心に学生の教育指導をしてきた。実習に関しては、平成 25 (2013) 年度 4 月に改組した教職支援課と連携し、学生の実習指導にあたっている。各実習小委員会においては、学生個々の面談指導、授業支援などを行っている。【資料 2-3-5】

前述の「学修の記録」とは教職課程における「教職実践演習」の中で必要となる履修カルテをもとに本学独自で作成した学生個人のファイルである。この「学修の記録」をもとに各セメスターに 1 回面談指導を実施した。平成 25 (2013) 年度 4 年生の秋学期において初めて「教職実践演習」を開講した。【資料 2-3-6】

職員による授業支援は、各教室の配備している視聴覚機器、教育機器の維持管理はもとより、学力支援講座、進路指導、実習指導などにおいて教員協働による支援や指導を実施しているところである。

学習支援については、基礎学力の向上に向けて教職支援課が実施している基礎学力講座で組織的、継続的に行われている。

オフィスアワーは、公式的に設けてはいないが、本学は小規模の大学であることから6~8人の1,2年生はクラス、3,4年生はゼミで、「学修の記録」による Semester 毎の面談指導、学生自身の研究室訪問、大学祭の取り組みの話し合い時の研究室開放等が日頃行われている。【資料 2-3-7】

本学は大学院を設置していないので、大学院生による TA は行われていないが、卒論指導に関わって、卒論中間発表会、卒論発表会において3年生の参加を必須とし、また、各ゼミにおいては3年生と4年生の交流などを行っている。なお、科目によっては上級生が授業支援の補助に入ることがあるが、組織的には行われていない。【資料 2-3-8】

学外実習については、各実習小委員会によるそれぞれの実習報告会（実習終了後実施）、学部全体の実習発表会（12月実施）では資格免許取得希望者の参加が必須となっており、上級学生の学びを通して実習を深める場としている。【資料 2-3-9】

休学中の学生については、教務課及び担当教員が書面あるいは電話で当該学生から事情聴取を行い、復学指導を実施している。また、留年している学生については、ゼミに籍を置きながら担当教員が面談指導を行っている。過去5年間の休学者、退学者、留年者の実態は[表 2-3-1]及び資料のとおりである。【資料 2-3-10】

学生による授業評価は、Semesterごとに実施しており、平成24（2012）年度からはアンケートに回答するかたちで教員がコメントすることになり、教員も授業方法等に活用している。しかし、平成25（2013）年度については、授業評価アンケートの集計及びその開示と学生へのフィードバックができなかった。【資料 2-3-11】【資料 2-3-12】

また、授業アンケートを分析評価し、今後の授業に生かす資料とする方向にはなっていない。

【自己評価】

各年次に必要な履修指導及び実習を中心とした授業支援等きめ細かく実施している。今後、学生の立場に立って、何をどう学ぶのかが俯瞰できるような「学びの系統性」について、カリキュラムマップ等の作成を通して明示していく必要がある

オフィスアワーについて、教員の対応時間の設定など全体的なプログラムを明らかにするとともに、卒論指導及び実習指導時を有効的に活用することも考えられる。

休学者や中途退学者への対応については、きめ細かな対応がなされており、一定の成果を挙げている。

一方、学生の意見などをくみ上げる仕組みとしては、アンケートの集計・分析を行い、授業評価などを参考にして今後の授業改善に活かすこととしている。

＜エビデンス集 (資料編)＞

- 【資料 2-3-1】 2013 学生ハンドブック
- 【資料 2-3-2】 学修の記録
- 【資料 2-3-3】 「スタディスキルズ」(シラバス)
- 【資料 2-3-4】 5 月学外実習ガイダンス資料
- 【資料 2-3-5】 実習小委員会資料
- 【資料 2-3-6】 「教職実践演習」(シラバス)
- 【資料 2-3-7】 平成 25 (2013) 年度 春学期、秋学期時間割
- 【資料 2-3-8】 平成 25 (2013) 年度 卒論発表会資料
- 【資料 2-3-9】 平成 25 (2013) 年度 実習発表会資料
- 【資料 2-3-10】 四年制実施後の退学、休学、留年学生の統計 (数、理由等)
- 【資料 2-3-11】 平成 25 (2013) 年度 授業評価アンケート
- 【資料 2-3-12】 卒業時アンケート

[表 2-3-1]過去 5 年間の休学者、退学者、留年学生の状況

	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
休学者	2	1	1	4	8
退学者	1	1	9	4	6

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

オフィスアワーについて、今後開設する方向で検討し、また、授業アンケートに基づく授業改善に向けたしくみの体制整備を図る。

FD 委員会が単に研修の企画、運営だけではなく、授業方法等について恒常的に研究していくような設定が必要となる。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【事実の説明】

教育福祉学子ども学科のディプロマポリシーは、次のとおり定めており、これに則り運用している。

びわこ学院大学

- ・子どもの心身の成長・発達に対し、一人ひとりの学習や生活を支援しうる教育、保育、福祉について専門知識を修得している。
- ・教育をめぐる様々な問題状況を積極的に予見・発見し、的確な処置のできる視座を有している。
- ・教育者として教育への情熱と倫理観をもち、高い技能と豊かな表現力を身につけている。
- ・自己の学習課題を明確にし、課題解決のための継続的な研鑽ができる。
- ・人間関係を豊かに育てることができる“人間味”を持ち、社会の一員として適切な行動ができる。

子ども学科の単位認定要件については、「びわこ学院大学教育福祉学部授業科目履修及び試験等に関する規程」において、科目履修、試験、成績評価基準等を定めており、これらの内容については、学生ハンドブックに記載するとともに、オリエンテーション等においても学生への周知を図っている。【資料 2-4-1】

また、各科目の単位認定については、シラバスにおいてそれぞれの科目の成績評価の基準が示され、平成 24（2012）年度策定の成績評価基準に基づき評価を開始した。【資料 2-4-2】

進級の要件については、現在 4 年次までに卒業必須単位を取得することとしており、特に定めてはいない。

教育福祉学部子ども学科の教育課程を修了し卒業するための要件は、子ども学科に 4 年以上在籍し、卒業要件単位数 124 単位（教養教育科目 34 単位、専門教育科目 90 単位）を取得した者に卒業が認められ、学士（子ども学）の学位が与えられる。

具体的な内容については「学生ハンドブック」で明示されており、これにしたがって厳正に処理をして卒業判定の教授会で審議決定を行っている。【資料 2-4-3】

【自己評価】

前年度と同様引き続き実施しているところであり、適正に処理されているものと認識している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-4-1】 2013 学生ハンドブック

「びわこ学院大学教育福祉学部 授業科目履修及び試験等に関する規程」

【資料 F-5】と同じ

【資料 2-4-2】 平成 24（2012）年度策定 成績評価基準

【資料 2-4-3】 平成 25（2013）年度 卒業判定資料（教授会資料）

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

教育上の効果、学習時間確保、日程調整など様々な問題があり、教務委員会で検討し、平成 26（2014）年度より再試験制度を廃止することとした。その結果、学生への影響が予想されることから、成績評価基準の策定と並行して、学生の授業支援及び進路指導のあり方についての検討を行い、留意事項を共有化しなければならない。

また、成績評価基準については、概ね、実施 2 年後をめどに検証を行い、所要の改訂を加える予定である。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【事実の説明】

ア インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備

本学が開学した平成 21（2009）年度から平成 24（2012）年度までは、学生の将来の希望職種に合わせて、所属を「子ども教育コース」「子ども福祉コース」の 2 つの枠でなく、さらに入学生の取得希望免許にあわせて、小学校教諭を希望する「小学校教育専修」、養護教諭を希望する「養護教育専修」、保育士・幼稚園教諭を希望する「幼保教育専修」、福祉施設職員を希望する「福祉教育専修」、資格を取得しない「子ども学専修」という 5 つのグループをつくり、1 年生から進路を明確にして日々の学習に取り組めるよう配慮をおこなった。しかし、入学時の学生は自分の適性をふまえた進路選択はできず、3 年生になっても進路選択に迷う学生があった。つまり、1 年次から「専修」を細分することでのメリットが得られなかった。

そこで、平成 25（2013）年度は専修区分の枠をはずし、「子ども教育コース」「子ども福祉コース」の 2 区分とした。区分を 2 つにすることで、学生は多様な進路希望を持つ学生同士が交流でき、コース単位で特色のある社会的・職業的自立に向けた指導を円滑に行うことができた。また、インターンシップに代わる「教育ボランティア A~D」については平成 25（2013）年度も継続させた。教育ボランティア A の単位取得者は 23 名、教育ボランティア B は 5 名、教育ボランティア C は 23 名、教育ボランティア D は 7 名であった。また、保育士資格を希望する学生は、子ども・障害（児）者とふれ合う「夏期ボランティア体験実習（5 日）」に参加し、実習記録を作成させている。平成 25（2013）年度体験者は 34 名であった。このように学生は 1 年次から積極的に小学校や幼稚園・保育園、幼児・障害者対象のボランティア企画に参加し、それぞれの現場を体験できている。【資料 2-5-1】

この教育ボランティア体験（各 28 時間）福祉ボランティア体験（5 日間）を教育実習・保育園実習の履修条件の一つとすることで、学生は教育・福祉現場の生の現実に触れることができ、学生の進路選択を明確にすることができている。【資料 2-5-2】【資料 2-5-3】

さらに 2 年次には教養科目ではあるが「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」を開講している。「キャリアデザインⅠ」では、キャリアとは何か、大学生活とキャリア課題など基本的なことを学修させている。また、「キャリアデザインⅡ」では 2 つのコースごとに担当教員が学生に進路情報を提供するとともに、学生に自分の希望する職種について調べさせ、最終的には作成した「私のキャリア新聞」をもとに受講者全員の前で発表させている。発表の方法だけではなく、発表後の質疑応答についても準備をさせることで、プレゼンテーション能力の向上に役立てることができている。

【資料 2-5-4】

なお「キャリアデザインⅡ」では本学大学祭における「わくわくフェスタ」の企画準備を行っている。「わくわくフェスタ」は、地元の幼児・児童を対象にした遊びやイベントを学生自身が企画・立案し運営する取り組みのことである。学生は、企画を具体化するなかで調整能力を高めることができている。1・2 年生が主体となって取り組むこの活動は、その後の学習や進路選択において重要な役割を果たしている。【資料 2-5-5】

イ 就職・進学に対する相談・助言体制

平成 21 (2009)～平成 24 (2012) 年度までは就職・進学に関する教員組織として、進路委員会、学科会議において、学生の進路全般について毎月定例の会議を行ってきた。平成 25 (2013) 年度は委員会の名称を進路・教職支援委員会と変更し、それまで学生支援課進路係と総合教育支援センターに別れていた事務局体制・委員会体制を一本化した。こうして教職から幼稚園・保育園、福祉施設、企業就職、進学までを総合的に統括し支援する体制をつくることにより、学生は進路に関わる窓口が 1 つになるだけでなく、そこで進路に関わる総合的な情報を得ることができるようになった。

【資料 2-5-6】

具体的には、新しく「進路支援課」「教職支援課」を設置し、進路支援課には就職担当を配置し、教職支援課には教職担当を配置して、学生への日常的に相談・指導などをおこなっている。定例の「進路・教職支援委員会」では、就職担当、教職担当の作成した資料をもとに、進路ガイダンス、就職対策講座、個別面談等の事業情報を共有しつつ、学生の入学時からの就職・進路目標を実現するため支援を行うことができた。

平成 25 (2013) 年度も就職・進路に関する情報や資料等は、進路支援課・教職支援課の室内や外部の掲示板に張り出し、積極的に情報提供を行うことができた。また、学生の一人ひとりの進路・進学の相談についても、1、2 年生のクラス担任及び 3 年・4 年生のゼミ担当が「学修の記録」を活用して、丁寧に個別面談を行っている。クラス・ゼミ担当と進路支援課・教職支援課職員との情報交換も必要に応じて行われ、学生一人ひとりの状況を把握しながら細やかな進路・就職のための支援を行うことができた。

平成 25 (2013) 年度卒業生の就職状況は[表 2-5-1]に示したとおりである。初めての卒業生を輩出した前年度と比較すると、「教育・学習支援」の進路に進んだ者の割合はやや減少し、「医療・福祉施設」「民間企業」に進んだ者の割合が高くなっている。なお「民間企業」に進んだ 12 名の内、1 名は本人の意志で学習塾を選択したものであり、本学の就職先の幅を広げることとなった。

【自己評価】

入学定員 80 名という小規模な大学の特性を活かし、10 人規模のクラス・ゼミにおいて、きめ細やかな小集団活動・面談に取り組んできた。また、キャリアデザイン等の授業を活用し、「わくわくフェスタ」に取り組むことで、学生の人間関係調整力を向上させることができています。早い時期からキャリア教育をすることで、学生の努力を引き出すことができています。また、指導体制を「進路支援課・教職支援課」にすることで学生情報の一元的な管理と指導が容易にできていることから、基準項目 2-5 を満たしていると考えます。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 2-5-1】「教育ボランティア A, B, C, D」(シラバス)

【資料 2-5-2】実習ハンドブック (小学校・養護・幼稚園・保育士)

【資料 2-5-3】実習参加要件

【資料 2-5-4】「キャリアデザイン I, II」(シラバス)

【資料 2-5-5】わくわくフェスタ企画・概要

【資料 2-5-6】びわこ学院大学規程集 (進路委員会規程)

【表 2-5-1】卒業生の進路先の状況

データ編【表 2-11】より抜粋

	平成 25 (2013) 年度		平成 24 (2012) 年度	
教育・学習支援	16	30.2%	15	33.3%
小学校	9		7	
養護 (高・小)	1		5	
特別支援学校	2		0	
幼稚園	4		3	
医療・福祉	23	43.4%	17	37.8%
介護	0		5	
施設	12		0	
福祉	11		12	
民間企業	12	22.6%	6	13.3%
進学	0	0%	2	4.4%
家事・その他	2	3.8%	5	11.1%
合計	53	100%	45	100%

(名)

(名)

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

キャリアガイダンスに関しては、平成 25 (2013) 年度、新しく民間の教育産業への就職枠を広げたものの、卒業後の進路としては小学校教諭、養護教諭や幼稚園教諭・保育士を対象とした情報提供が基本となっており、子どもの文化創造など他の多くの職種について情報を幅広く提供することはできていない。また、学生が小学校教諭、養護教

論や公務員としての保育者（幼稚園教諭・保育士）、国家・地方公務員試験等に意欲的に挑戦する風土づくりができていない。そうした課題に配慮したガイダンスをすすめる。

平成 25（2013）年度も学生の希望する免許・資格をもとにコース別に集団をつくり、学生同士の学びあいや刺激を大切にして進路・就職の動機付けをおこなっている。また 2 年生には「キャリアデザイン I・II」、「学修の記録」、個別面談をし、3, 4 年生では分野別に就職対策講座や実技指導、面接指導を行うなど授業と実務的支持を連動させながら支援してきた。さらに小規模校の特性を生かして、クラス・ゼミ担当者が学生一人ひとりと面談を重ねて進路を一緒に考え、就職対策講座への学生参加（出席）を促す取り組みにも力を入れた。

今後はこれらの支援プログラムをさらに内実化し、効果的にすすめることである。そのため次の 3 点を強める。1 つは入学時の学力差を軽減するための基礎学力対策を強化するための取り組みである。2 つ目は 1 年生、2 年生の「クラス活動」のための時間を時間割上に確保し、小集団活動や個別面談に力を入れることである。3 つ目は実践力向上のために、教育・福祉ボランティア活動を充実させ、企業就職をめざす学生に対してもインターンシップ制度を導入し、早い時期から就職への準備をはかることである。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしていない。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

【事実の説明】

本学では開学時より教員に対し、学生からの「授業評価アンケート」を実施し、授業改善に役立てている。アンケートは年度内に 2 回（学期ごとに 1 回）実施している。アンケート結果については、職員が分析のうえ、教員に渡している。これに対して教員は、アンケート結果に対する所感、改善点などをコメントし、授業運営に役立てており、学生にフィードバックしている。また、日常的には「学修の記録」を通して担当教員が面談指導するなかで点検評価を行うほか、資格免許取得に関連して、学外実習ガイダンスとその後の実習指導においても同様の取り組みがなされている。

平成 25（2013）年度卒業生の進路実態は【表 2-11】（エビデンス（データ編））のとおりである。【資料 2-6-2】

この結果から教育目標は、ほぼ達成していると考えが、学生の進路開拓への意識調査や就職先へのアンケートを通して本学に対する要望等の聞き取りはなされてい

い。今後、学部・学科レベルで卒業後の進路の決定状況や雇用先の満足度などを調査し、教育目的の達成状況を測っていく必要がある。

【自己評価】

教育目的を達成し、更なる改善と進化をめざして春・秋学期に学生による「授業評価アンケート」を実施しており、これらの評価結果についてはFD活動の一環として公開され、教職員の情報の共有化がはかられている。このことにより、授業運営や授業内容の改善に活かされているものと認識している。一方、学生への進路に対する意識調査や企業アンケートなど学外からの評価を把握する手段が講じられていないことから、今後の実施を検討する

<エビデンス集 (データ編) >

【表 2-11】卒業後の進路先の実績

2-6-② 教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【事実の説明】

前項の2-6-①で既述しているが、本学ではFD委員会において学生による「授業評価アンケート」を実施している。アンケートには、授業が“学びやすく よく理解できる”ものにするための教育方法の検討に活かすことを狙いとして、科目履修の動機、授業の理解度、教員の熱意・教育手法の評価、配布物や資料、スライドなどの情報提示の在り方など13項目に渡って設計し、定量的処理のうえ、レーダーグラフ化して教員に返している。これに対し、担当教員からのコメントを集約することとなっており、それに基づき教員各自が授業の工夫や改善に活かしている。しかし、平成25(2013)年度においては、授業評価アンケートは実施したものの、結果の集約が遅れており、全体としてフィードバックができていない状況である。【資料 2-6-3】

この他、本学開学後2年目から教員の相互研鑽のために、「公開授業」を実施している。年間を通して各教員が1回は授業を公開し、参観した教員は評価シートにより公開授業参加報告書を作成する。FD委員会はこれらを集約し、全学的に取りまとめて、学長に報告するとともに、授業提供者にも通知して授業の改善に役立てている。

【自己評価】

授業評価アンケートは、教員の自己研鑽のツールともなっており、これを契機に授業内容を工夫し、改善がなされた教員もあって、教育力の全体的なレベルアップがはかれたものと評価している。また、公開授業についても、教員同士の意見交換や切磋琢磨の動機となっており、学生の学士力向上に大きく貢献している。

なお、今年度未集約の授業アンケートについては、次年度に2年分の集約と分析・考察を行い、今後の授業方法に役立てていくこととする。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 2-6-1】平成25(2013)年度 授業評価アンケート 【資料 2-3-11】と同じ

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

「授業評価アンケート」は、教育目的の達成状況の点検・評価や学生の学修習熟度をはかるうえで重要な指標となっており、学生の意識調査や企業アンケートなど、より精度を高めるための工夫が必要である。また、「公開授業」は、授業技法の開発と教育力の向上に大きく寄与していることから、今後も継続するとともに、職員も SD 活動の一環として参加する方向で検討したい。

この他、未検証の平成 25 (2013) 年度の授業評価アンケートについては、平成 26 (2014) 年度分と併せ評価結果を分析考察するとともに、公開授業のコメントなども総括して、本学にふさわしい授業の在り方を検討していく。

また、教育内容・方法及び学習指導等の改善に向けての評価結果については、学生の受講能力や教員の授業に対する意欲を高めることで、学生自身の授業に対する評価コンピテンスを高めることができるものとする。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

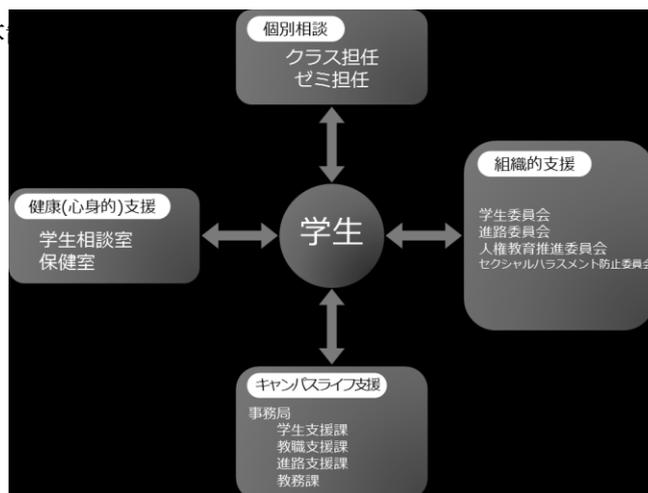
【事実の説明】

学生が安定した大学生活を送り、学業に専念できる環境を提供することは、教学面と同様に重要な課題であることから、「学生委員会」と「進路委員会」が中心となって、全学的な学生支援活動を展開している。これらの組織においては、学生支援に関する窓口業務はもとより、「学生アンケート」のなどをとおして、大学に対する学生の意向把握に努めている。【図 2-7-1】

また、人権教育推進委員会とセクシュアル・ハラスメント防止委員会を設置し、学生及び教職員の人権意識の高揚とセクシュアル・ハラスメントの防止に力を入れている。

なお、本学では四年制大学の開学時に専用の事務室が一時的に他の用途に転用された経緯もあって、現在のところ、学生相談事務は教員の研究室や演習室等において実施されており、早急に改善策を講じる予定である。

【図 2-7-1】 学生支援体



ア 学生サービス、厚生補導のための組織の設置

厚生補導のための教員組織として「学生委員会」を設置し、毎月の定例会議において学生生活全般に関する支援の在り方等について協議を行っている。【資料 2-7-1】

また、事務組織としては、学生部に学生支援課、教職支援課及び進路支援課を設置し、学生からのさまざまなニーズに対応している。学生支援課には、日常的な窓口対応のほか、学生が学業に専念できるように経済面や生活面、健康面からのサポートを行い、教職支援課及び進路支援課にあつては、進路・就職等に関する相談・指導などを所管している。【資料 2-7-2】

イ 学生の人権保障とハラスメント防止等の対応

学内に「人権教育推進委員会」及び「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」を設置し、学生および教職員の人権を保障するために活動を行っている。

学生のための人権研修は、[表 2-7-1]のとおり毎年 11～12 月に取り組みを行っている。平成 21 (2009) 年からは幅広く人権問題をとらえ、講演会や DVD などによるさまざまな事例の紹介や情報をもとに、少人数で議論し、レポートにまとめている。

ハラスメント防止対策については、4 月のオリエンテーション時に、啓発資料を配布するとともに、日常的に意識喚起に努めている。また、相談者への対応については、掲示コーナーに教員 4 名によるセクシュアル・ハラスメント相談員の名前を掲示するほか、メール・ホットライン (学生支援課) を開設し、携帯電話のメールからも気軽に、いつでも相談できるよう体制を整備している。

なお、当委員会では[表 2-7-2]のとおり取り組みを行っており、平成 25 (2013) 年度においては、ハラスメントに関する事例や訴えは届いていない。【資料 2-7-3】【資料 2-7-4】

ウ 学生に対する経済的な支援

日本学生支援機構による奨学金受給者は、平成 25 (2013) 年度では第一種 2 名、第二種 23 名計 25 名であり、学生の 4 人に 1 人が奨学生である。一方、[表 2-7-3]のとおり学生支援機構の奨学金を利用する世帯が年々減少の傾向にあるが、学生からの意向聴取によると、これは家庭の経済状態の改善によるものではなく、卒業後、直ちに返済義務が発生することに対する不安に起因するものであり、この奨学金の活用は、学生と家族の自主判断に委ねている。

本学独自の奨学金制度としては、[表 2-7-4]のとおり、特別奨学金（入学金・授業料免除）、ファミリー優遇制度（入学金免除）及び授業料減免制度がある。平成 25（2013）年度は特別奨学金対象者が 11 名、ファミリー優遇制度については 7 名が適用を受けており、該当する比率は 19.6%である。減免制度が適用されている学生は 1 名である。

返済や利子の支払いの必要のない特別奨学金を利用して、勉学に集中し、小学校教諭や公立の幼稚園・保育園の保育者を目指して努力する学生が徐々に増加している。

【資料 2-7-5】

エ 学生の課外活動に対する支援

平成 21（2009）年度からは大学と短期大学部の学生との合同によるサークル活動が行われるようになり、より活発化が期待されたわりには、放課後におけるアルバイトや会場・設備の面での制約もあって、[表 2-7-6]のとおり、平成 25（2013）年度は体育系・文化系を合わせて 19 団体、259 人とどまっている。

認定されたサークルには、メンバー数や活動内容に応じて学友会より活動費を支給している。【資料 2-7-6】

オ 「学友会」運営支援

学友会活動の大きな事業としては、毎年 11 月 3 日に開催される大学祭や各種ボランティア活動、卒業時の記念事業などがある。特に、大学祭には近隣住民の参加が多く地域の風物詩的な存在になっていることから、教職員と学生が協働して取り組んでいる。【資料 2-7-7】

カ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等

学生相談室については、4 月のオリエンテーション時に学生相談室案内を配布し、相談室へのアクセス方法やプライバシーの保護などについて周知するとともに、相談室の利用が望ましいと思われる学生については、クラス及びゼミを担当する教員から利用を促している。カウンセラーには学生委員会にて、学生の相談状況および対応方法等について教員との意見交換を行っている。

一般的に学生が相談室を利用するのは、相当深刻な事態になった段階で、行動に移すことが多いことから、本学では、日頃からクラス及びゼミの担任教員が相談者となり、問題解決にあたっている。また、コース別会議や実習小委員会では、特に「気になる学生」に対するケアの時間を確保し、教員間での意見交換を行うとともに、情報の共有に努めている。

カウンセラーに相談する学生で医学的な治療を必要とする学生については、その都度校医と連絡をとりながら対処している。これまでに学生相談室を利用した学生は[表 2-7-7]のとおりであり、平成 25（2013）年度も友人関係を苦にする学生が多かった。

【自己評価】

小規模校の特性を活かして、教職員が一丸となり、入学時から学業、健康・生活や経済援助、交友関係などきめ細かな個別支援がなされており、学生サービスや厚生補導においても一定水準の対応が維持できているものと認識している。また、人権・セクハラ研修においても、身近な事例をもとに理解を深めている。

<エビデンス集（資料編）>

びわこ学院大学

- 【資料 2-7-1】 びわこ学院大学規程集（学生委員会規程）
- 【資料 2-7-2】 学校法人滋賀学園規程集（事務組織規程）
- 【資料 2-7-3】 びわこ学院大学規程集（人権教育推進委員会規程）
- 【資料 2-7-4】 びわこ学院大学規程集（セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程）
- 【資料 2-7-5】 びわこ学院大学規程集（特別奨学生規程）
- 【資料 2-7-6】 学生サークル活動の概要
- 【資料 2-7-7】 2013 大学祭「紅葉賀祭」

[表 2-7-1] 人権学習会開催状況

年度	学生対象研修	教職員対象研修
2011 年度	人権 VTR 鑑賞と 小集団討論・レポート作成	セクシュアル・ハラスメントの防止と対応 講師 心のサポートステーション
2012 年度	人権 VTR 鑑賞と クラス・ゼミ討論・レポート	幸せが私たちを追いかけてくる 講師 盲学校教諭 宇野繁博氏
2013 年度	VTR 鑑賞と討論・レポート 二人がよりよい関係をつくるために	セクシュアル・ハラスメントと男女協働 講師 同志社大学 中村艶子氏

[表 2-7-2] セクシュアル・ハラスメント防止委員会の状況

年度	取 り 組 み 内 容
2011 年度	セクシュアル・ハラスメント防止ポスターコンテスト、リーフレットの作成
2012 年度	セクシュアル・ハラスメント防止学生アンケートの実施（2回目）
2013 年度	セクシュアル・ハラスメントリーフレットの改訂、掲示板の拡充

[表 2-7-3] 日本学生支援機構（日本育英会）奨学生の状況

平成 26（2014）年 3 月現在

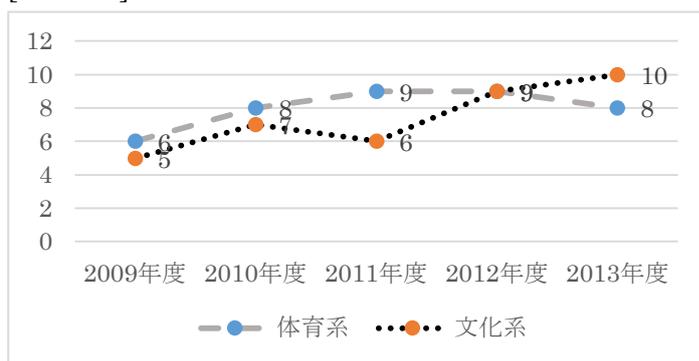
	学生数 (A)	奨学生数				割合 (B/A)
		第一種	第二種	併用	計 (B)	
2010 年度生	63	6	20	0	26	41.2%
2011 年度生	66	3	32	0	35	53.0%
2012 年度生	72	2	32	1	35	48.6%
2013 年度生	92	4	33	2	39	42.4%
計	293	15	117	3	135	46.1%

[表 2-7-4] 本学独自の奨学生の状況（四年制のみ）

平成 26（2014）年 3 月現在

	学生数 (A)	奨学生数				割合 (B/A)
		特別 奨学生	ファミリー 優遇	減免	計 (B)	
2010 年度生	63	0	3	0	3	4.76%
2011 年度生	66	4	6	0	10	15.15%
2012 年度生	72	4	4	0	8	11.11%
2013 年度生	92	2	7	1	9	9.78%
計	293	10	20	1	30	10.23%

[表 2-7-5] 平成 21 (2009) ～平成 24 (2013) 年度のサークル (団体) の推移



[表 2-7-6] 平成 25 (2013) 年度サークル活動の現状 (人)

体育系	人数	文化系	人数
バスケットサークル	18	吹奏楽サークル	13
バドミントンサークル	36	総合音楽サークル	23
バレーボールサークル	18	プレイリーダーサークル	17
フットサル部	13	フォトサークル	11
剣道サークル	8	ボランティア「てくてく」	8
ダンスサークル	20	和太鼓サークル	20
テニスサークル	7	お笑いサークル	6
弓道サークル	8	茶道サークル	5
		りんご塾	11
		オールラウンドサークル	13
		卓上遊戯サークル	17
体育系 合計	128	文化系 合計	144

[表 2-7-7] 学生相談室利用件数 (短大・四大含む) (人)

年度	相談時間	のべ利用者
2011年度	火曜日 12:00～16:00	24
2012年度	水曜日 12:00～16:00	61
2013年度	火(春)水(秋) 12:00～15:00	40

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【事実の説明】

学生生活全般に関する学生の意見は、学友会代表と学生支援課職員や教員(学生委員)との間で日常的に集約され、必要に応じて学生委員会において検討を行っている。平成 25 (2013) 年度においては、食堂利用、スクールバス、施設利用、キャンパスアメニティーなどに関する課題が出されている。

また、学生へのアンケートについては、3月に卒業生を対象に実施しており、学生の満足度を把握するとともに、所要の改善措置を講じている。なお、卒業生アンケートの集計結果は FD 委員会において分析し、翌年度の第 1 回教授会で委員会報告として公表している。

【自己評価】

学生生活全般に関する学生たちの意見・要望は、アンケート調査などを通して適正に把握しており、その分析結果については、重要かつ必要性が高い事項から順次対応している。学生サービスについては、教職員が個別に対応するケースが多く、組織的な対応ができていない面がある。今後の中長期計画の策定過程における検討としていきたい。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 2-7-5】 卒業生アンケート

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

本学では、小規模校の強みを最大限に活用し、クラス・ゼミ活動、授業における小集団活動、「実習指導」、「わくわくフェスタ」などの活動を通して、学生の人間関係調整力を強めてきている。しかし、学生の中には小集団活動を苦手にする学生もおり、こうした活動をさらに強めることが求められている。

人権研修においては、クラス・ゼミの顔見知りの関係のなかで本音が出しやすく、具体的な討議のなかでお互いの生き方が確認できる良さも報告されているが、開催方法が固定したため新鮮さに欠ける側面もあり、取り組み方法の改善が求められている。

また、セクシュアル・ハラスメント防止研修も学生の視線で、話題を取りあげ（例えばパートナー関係）親しみの湧くリーフレットの作成などにより、啓発活動をさらに深め、自分の問題として関心をもつように工夫しなければならない。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生生活に関する学生要望は、学生委員会で集約してきた。これまでは食堂利用、スクールバス、施設利用、談話室の拡張、キャンパス・アメニティに関する課題等がある。これらについては、今後、アンケート調査などを実施して、定量的に集約し、順次改善をおこなうことが必要である。

平成 25（2013）年度は経済的に困難な学生が、深夜のアルバイト等で体調を崩す者も複数でてきている。これまでは、そうした学生には、クラス・ゼミの担当者から受容的な態度で生活相談や進路相談などを行うなど、きめのこまやかな支援を行ってきたが、すぐに相談できる学生相談室の機能改善が求められている。健康管理については、体調を崩した際、保健室で休養を取ることはできるが、常駐の専任職員は配置していない。軽度の怪我は、職員や看護師の資格をもつ教員が対応しているが、メンタルな相談も含めて医療的な処置のできる常勤職員の配置が望ましい。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目 2-8 を概ね満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

【事実の説明】

本学における大学設置基準と学部・学科の教員数は、[表 2-8-1]に示すとおりである。学部・学科の教員数は、大学設置基準を満たし、適切に配置している。また、学士（子ども学）に関わる教育学、保育学、福祉学を専門とする教員を中心に構成している。

専任教員の年齢バランスについては、採用時に考慮しており、教育課程の運用に支障のない状況となっている。

専任教員の年齢別比率は、60代以上 44.4%、50代 16.7%、40代 22.2%、30代以下が 16.7%となっており、60代以上がやや多くなっているが、設置基準の教授数を確保するために必要となっている。

保育士・幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の養成を中心に教育課程が生まれ、それに応じた教員を配置してきた。

専任・非常勤の教員構成は、専任教員数が 18 人、非常勤教員数が 56 人であり、また、専任教員による開設授業科目数は 92.5 科目、非常勤によるものは 68.5 科目となっており、専任教員の占める授業科目比率は 57.5%である。【資料 2-8-1】

【自己評価】

学士（子ども学）の専門分野に応じて必要な専門教員を確保し、適切に配置している。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 2-8-1】専任教員データ（全 4 ページ）

[表 2-8-1]大学設置基準に基づく必要教員数及び現員数表 (人) 【表 F-6】より

	教員数	教授数
大学設置基準上必要教員数	17	9
現専任教員数	18	9

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

【事実の説明】

教員の採用及び昇任に関する資格審査等は、「びわこ学院大学教員選考規程」に基づき適切に実施している。教員の選考に当たっては、人事委員会において、最終学歴と学位、研究業績、社会貢献等の審査をもとに判定し、委員会の推薦を受けた候補者は教授会の審議を経て学長が理事長に推挙し、理事会において決定する。【資料 2-8-2】

採用形態は、任期を設けない採用と3年を任期とした任期制採用を併行して実施しており、人的交流を促すことにより、教育・研究の活性化を図ることとしている。【資料 2-8-3】

教員評価、研修、FD 活動については、①学期ごとに学生の授業評価アンケート、②毎年度11月に教員間での公開授業を実施し、FD委員会を中心に報告会等により情報の共有化を図るとともに、授業改善と教育力の向上に努めている。【資料 2-8-4】【資料 2-8-5】

【自己評価】

教員の採用・昇任、さらにFD活動（授業評価アンケート、公開授業の実施）を通しての教員の資質・能力向上への取組みを適切に行っている。また、学会や研修会等への参加も奨励している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-8-2】びわこ学院大学規程集（教員選考規程）

【資料 2-8-3】びわこ学院大学規程集（教育職員等の任期制に関する規程）

【資料 2-8-4】平成25（2013）年度 授業評価アンケート 【資料 2-3-11】と同じ

【資料 2-8-5】公開授業の実施状況 【資料 2-2-5】と同じ

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【事実の説明】

平成21（2009）年度の四年制大学設置に伴う完成年度が昨年度に終了し、本年度は次年度以降のカリキュラムの充実に向けて検討を行った。その中で、教養教育の内容、教養教育と専門教育の関連性について各実習小委員会において検討を行った。【資料 2-8-6】

【自己評価】

教養教育のあり方を持続的に検討し実施していく責任体制が必ずしも明確ではない。このための組織の整備をしなければならない。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-8-6】平成25（2013）年度7月教務委員会資料

「教育福祉学部子ども学科 カリキュラム改訂

（平成26(2014)年度入学生より適用）について（案）」【資料 2-2-4】と同じ

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

教員の配置では、本学の教員体制は大学設置基準を満たしているが、年齢構成は 60 歳以上がやや多くなっている。教員の採用及び昇任については、「びわこ学院大学教員選考基準」に基づいて適切に行われている。また、FD 委員会による授業評価アンケートや公開授業等の実施を通じて教員の資質・能力向上への取り組みを適切に行っている。

しかし、教養教育については、教養教育の責任体制を整備し、教養教育科目の検討を持続的に行っていくことが必要である。

また、平成 25（2013）年度は地域連携研究センター、子ども文化研究センターを設置し、必要な教職員の配置を行ったが、本学の課題により対応したセンター体制のあり方について再検討し、平成 27（2015）年度からは外部連携研究センター、入学センター、進路・就職支援センター、実習・実践支援センターの 4 センターを設置する。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

校地、校舎及び施設・設備等については、それぞれ設定された設置基準を満たしており、教育目的を達成するため適正に整備されている。また、大学施設全般にわたって、バリアフリーや建物に対する耐震基準などの安全性の確保や利便性への配慮とともに、共有 LAN や IT 機器・設備など情報教育基盤の整備されている。なお、これら施設・設備に関する学生からのニーズについては、アンケート調査などをもとに、緊急性の高いものから改善に努めている。

ア 土地・校舎面積

本学の校地面積は、短期大学部と共用で 20,104 m²であり、大学設置基準第 37 条の規定により算出される必要な面積 5,400 m²（収容定員学生数 540 名×10 m²）を上回っている。また、校舎面積についても、6,907 m²であり、大学設置基準第 37 条の 2 で規定されている必要な面積 6,873 m²を満たしており、地域の自然環境に溶け込んだキャンパスを整備している。

びわこ学院大学

(㎡)

区分	収容 定員	校 地		校 舎	
		基準面積	現有面積	基準面積	現有面積
びわこ学院大学	340 名	3,400	20,104	3,173	6,907
びわこ学院大学短期大学部	200 名	2,000		3,700	
計	540 名	5,400		6,873	

【資料 2-9-1】

イ 教室

講義室は大講義室（240 人）[1 室]、特別講義室（200 人）[1 室]、中講義室（90 人）[4 室]、小講義室（36 人）[3 室]あり、すべて AV 機器等によるマルチメディアに対応した装置を備えている。また、実技・演習のできる部屋は、小児保健実習室[1 室]、理科室[1 室]、音楽室[1 室]、ピアノレッスン室[10 室]、子ども教育実習室[1 室]、行動観察室[1 室]、造形室[1 室]、CALL 教室[1 室]、コンピュータ室[3 室]、セミナー室[5 室]となっている。各実習室には、それぞれの教育に必要な各種実験・実習ができる十分な設備を備えている。これらの実技室・実習室は授業に使用するほか、学生が空き時間を利用して自学自習に使用している。この他、研究室は、個室が 29 室（短期大学部教員も含む）あり、学生の個別相談や教員とのコミュニケーションを深める場にもなっている。

ウ 体育施設

体育館（879 ㎡）は、更衣室、シャワールームを完備し、また、運動場（6,194 ㎡）は全面人工芝を整備しており、及びテニスコート（2 面）を備えている。授業や課外活動等に使用している。

エ 図書館

本学の図書館（1,098.49 ㎡）は、閲覧席 102 席、視聴覚コーナー22 席、ブラウジング席 26 席、検索コーナー6 台、ノートパソコン 11 台、閉架書庫一室で構成し、蔵書は教育及び福祉の専門書を中心に和書 53,272 冊、洋書 3,340 冊、学術雑誌 135 種、AV 資料 2,240 点である。

開館時間は平日 9:00～21:00、年間入館数（平成 25（2013）年度）は延べ 26,264 人となり、年々増加の傾向にある。所蔵図書及び AV 資料はすべてデータベース上で検索可能である。【資料 2-9-2】

車椅子に座ったままでの利用ができるように、本棚が低く通路が広い設計となっている。

オ その他の共用施設

学生の共用施設としては、食堂と学生ホールがある。食堂については、全面的に専門業者に運営を委託しているが、学生の登校日に波があることから、法人において一定額を負担している。また、学生ホールにあっては、飲食コーナーが設置されていることもあり、学生の懇談やミーティングの場として有効に機能している。

【自己評価】

大学設置基準を満たす校地、校舎を整備し、その施設・設備は教育課程の運営が可能なものであると判断している。また、安全管理面についても、施設・設備を整備し有効に活用している。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 2-9-1】 大学設置基準

【資料 2-9-2】 設置配置図

2-9-② 授業を行う学生数の適正な管理

【事実の説明】

実習、演習の科目については、多数の履修登録があった場合は 1 クラス 20 名を目安に分割して少人数体制で、きめ細やかな指導が行えるよう配慮している。特に、専門領域の基礎となる専門教育科目である教科（実習）は、複数の教員が担当しており、手厚い指導ができる体制を整えている。

学生規模とそれに応じた教室等概ね満たしているが、今後カリキュラムや時間割の内容次第では、その実施稼働率は満杯になることが予想できることから、本学の将来展望を見据えたうえで、然るべき対応が求められる。【資料 2-9-3】

【自己評価】

授業科目によっては、クラスを分割で実施したり、複数の教員が担当したりするなど、きめ細かい指導体制が整っていると判断している。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 2-9-3】 教室等の稼働状況

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、平成 2（1990）年度に八日市市（現東近江市）布施町に開学しているが、学舎は耐震構造で整備している。また、平成 26（2014）年度の新学科（スポーツ教育学科）開設に伴い、新校舎の建設を進めている。

授業を行うクラス人数については、多人数の科目では 2 クラス以上に分割する等の対応をしているが、カリキュラムが過密な状態であり、学生の安全と快適な教育環境の確保を優先させるためにも、規模に見合った物理的環境、教員体制の確保など、今後の大学の将来構想での検討が必要である。

図書館については、学生や教職員の研究支援施設や情報サービスが不十分であり、これらの教育環境機能の整備充実が求められる。

[基準 2 の自己評価]

本学は、子ども一人ひとりの個性を引出して自立・発展させる指導力を身につけた教育者・保育士の育成を教育・研究の柱としている。教育課程の編成にあたっては、3 つの教

育ポリシーのもとに、「教育」と「福祉」の学問領域を融合させた学びの体系を構築するとともに、学生が充実した大学生活を送ることができるよう環境の整備に努めている。

学生の受け入れに関しては、アドミッションポリシーに基づきさまざまな学生を受け入れるために入学試験の多様化を図っており、一定の成果を上げているが、今後とも安定的に学生を確保するため、入学後の基礎学力の向上、授業の理解度や満足度を高め、さらには、適切な進路の保障などに力を入れていかなければならない。

教育課程及び教授法に関しては、教育目標に基づいてディプロマポリシーとカリキュラムポリシーを定め、これに基づいた体系的な教育課程を編成しているが、より系統的に編成するためにカリキュラムマップの作成を予定している。

学修及び授業の支援に関しては、スタディスキルズにおける活用方法の説明に始まるが「学修の記録」によって、1、2年生はクラス担任が、3、4年生はゼミ担当教員が学生の4年間の学修を継続的に支援できる仕組みになっている。また、免許や資格の取得に関しても、1年次から3年次にかけて教職員が協働して実習・実践指導を計画的に準備している。

現在のところ、オフィスアワー制度やTA制度は設けていないが、学生からの相談については、研究室を常時開放し、随時対処しているほか、学生の中途退学者や停学者・留年者を出さないように教職員が一体となって学修の支援を行っている。また、本学の校舎の特徴として、研究室と講義室が廊下を挟んで対面にあるので、教員と学生がより親しく連携をとることができるようになっている。

単位認定、卒業・修了認定等に関しては、「授業科目履修及び試験に関する規程」及びシラバス、「成績評価基準」をもとに基準を明確にし、適正に実施している。一方、本学は、受講生が20人以下の科目もあり、正規分布に基づく成績評価が必ずしも適正でない場合があり、成績評価基準の再検討が課題となっている。

キャリアガイダンスについては、取得希望免許・資格に合わせて、教育ボランティアによる現場体験や、キャリアデザインⅠ及びⅡの履修を通して学生が希望する進路が実現するよう支援している。また、教職支援課と進路支援課が中心になって、基礎学力講座や試験対策講座、採用対策講座、面接対策講座、企業訪問などを実施するなど、タイムリーな支援活動を展開している。

教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、学生が授業を評価する「授業アンケート」を実施しているものの、これらの結果を有効に活用できていないので、早急に改善策を講じるとともに、学生の就職先に対するアンケートについても、学生の進路開拓に関する意識調査に合わせて、定期的の実施したい。

学生サービスに関しては、学生委員会及び学生支援課によって大学生活が円滑に送ることができるようきめ細かな支援を行っている。また、人権やセクシャルハラスメントについても、相談員の配置やメール・ホットラインを設置するとともに、研修（教職員対象、学生対象）などによる啓発活動を実施している。

この他、奨学金制度の活用による経済的支援やクラブ活動に対する金銭的支援を行っている。また、学生に対する健康相談、心的支援、生活相談は、クラス・ゼミ担当教員が応じる場合もあるが、主として学生相談室が対応している。なお、常勤の職員が不在であることから、次年度において確保する。

教員の配置・職能開発に関しては、大学設置基準に基づく教員体制を確保しているが、

びわこ学院大学

年齢構成で60歳以上がやや多くなっており、長期的視点から改善する必要がある。また、教員の資質・能力の向上は、授業評価アンケートや公開授業、FD研修などによるが、より創意工夫が求められる。なお、大学での学修に必要なスタディスキルズやキャリアデザインは、現教員が分担して実施しているが、さらに効果的な学修のためには専門の教員を配置する必要がある。

教育環境の整備に関しては、校地、校舎、設備、実習施設等は大学設置基準を満たしているが、より良い教学環境を提供するため、学生数に見合った物理的環境の整備を計画的に進める必要がある。

以上、本学は小規模大学であることや滋賀県東近江市にキャンパスを置いていることを活かして、地域と連携しながら教職員が一体となって入学から卒業まで学生の学修支援ができているものと評価できる。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

【事実の説明】

学校法人滋賀学園の経営理念として「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、個性豊かな人材を育成することを目的とする。」と、寄附行為に明記している。また、建学の精神については、「国際的視野に立ちながら、将来ますます多様化する未来社会に対応していくことができるように、広く一般教養を高め、各自の個性を尊重し、情緒豊かな人間性を育み、自立心に富んだ有為の人間を育成するものであり、未来の地域社会を切り拓く創意と意欲を持った人材の育成を目指す。」としている。

本学の運営については、以上の基本指針に則って関係規程を整備するとともに、学園関係者が協働しながら法規範に準拠して執行している。【資料 3-1-1】

【自己評価】

本学園の経営は、教育基本法及び学校教育法の遵守はもとより、各法令に準拠して堅実に運営している。個別具体の運営に当たっては、教授会をはじめとする各種委員会において真摯に、精力的に取り組まれており、本学の経営に一貫性を確保している。また、本学の建学の精神が地域社会への貢献であることに鑑み、地域との連携を重視した大学運営を行っており、規律ある維持管理がなされている。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 3-1-1】学校法人滋賀学園寄附行為

【資料 F-1】に同じ

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

本学の使命と目的を堅実に推進するためには、組織体制の明確化と実効ある事務処理が求められる。学校法人滋賀学園の寄附行為第 3 章及び第 4 章には最高意思決定機

関として「理事会」とその諮問機関としての「評議員会」を規定しており、大学経営に関する重点事項を審議している。

また、大学の教学運営の機関として教授会を組織し、その下部組織に各種委員会を設けている。特に「企画運営委員会」においては、教学上の総合調整と併せて教員と事務職員の情報共有の場として機能している。【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】

学校法人と大学運営の連携については、学長は法人の理事会の常任理事と評議員会の評議員を兼任し、学園の意志決定機関である理事会や評議員会の場において、大学運営の基本的方針や事業の進捗状況等について自ら説明するとともに、審議と議決に参画していることから、大学及び法人の間での意思疎通を図っている。

この他、本学の将来構想をはじめ、入試、教務、学生支援、学生進路等の全学的な取り組みに関しては、その都度、教授会において協議、決定し、その他の諸事案については、学長を委員長とする企画運営委員会において、一定の方向付けを行い、全教職員が協働して業務執行を行っている。【資料 3-1-4】

各委員会では、業務毎に所掌事務を処理するとともに、学長の直轄組織として位置づけている共同研究センター（総合教育支援センター、子ども文化研究センター、地域連携研究センター）では、学部組織と別に、大学の教学を支援、補完する重層的な取り組みを進めており、本学内・外に情報発信を行っている。

【自己評価】

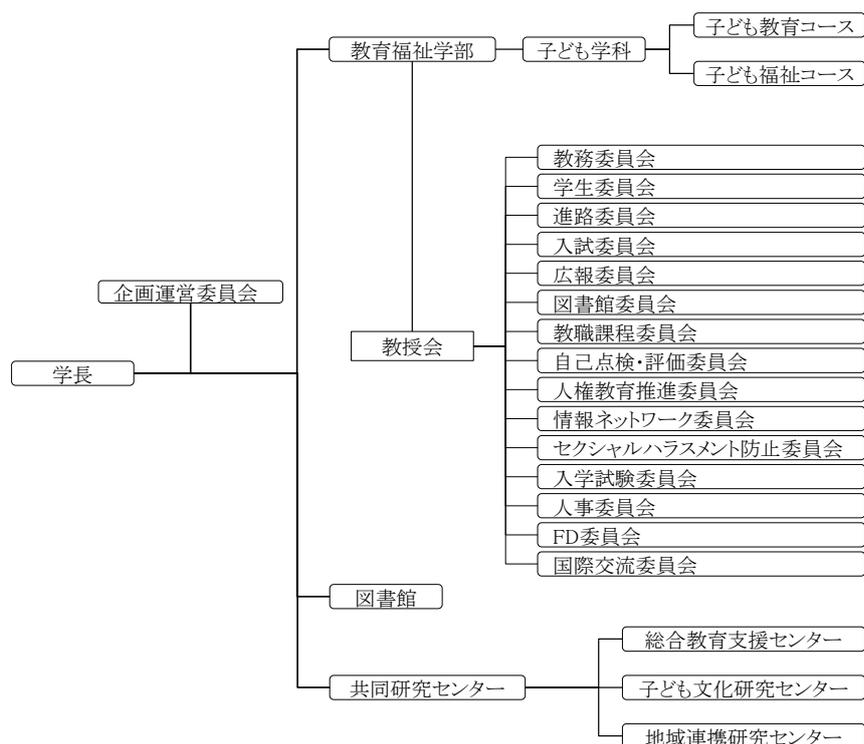
本学は1学部1学科の小規模大学であることから、教員や事務職員が複数の機関の構成員になっており、学長のリーダーシップのもとに、目的達成に向けての意識や情報の共有化が図れている。

現在取り組んでいる中期計画の策定作業を通して、本学の使命、目的についての理解がより一層深まるものと認識している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 3-1-2】びわこ学院大学規程集（教授会規程） 【資料 1-3-15】に同じ
- 【資料 3-1-3】びわこ学院大学規程集（企画運営委員会規程）【資料 1-3-16】に同じ
- 【資料 3-1-4】びわこ学院大学 教学組織図 [表 3-1-1]

[表 3-1-1] びわこ学院大学 教学組織図



3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令

【事実の説明】

本学における寄附行為、学則及び諸規程等の大学経営に係る基本事項は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等に準拠して定めているほか、理事長または学長による通達等においても、関係法令等に即して適正に執行している。全ての教職員はこれらを厳正に遵守するとともに、教職員法令や諸規程などに規定されている届出事項等についても、遅滞なく履行している。【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】

【資料 3-1-8】

【自己評価】

現在「内部監査室」は設けていないが、監事による監査や会計監査法人による監査のほか、大学事務職員による定期的な点検・確認を実施しており、コンプライアンス面も含む学園のガバナンスは機能している。

＜エビデンス集（資料編）＞

- 【資料 3-1-5】 びわこ学院大学規程集（就業規則）
- 【資料 3-1-6】 学校法人滋賀学園規程集（文書取扱規程）
- 【資料 3-1-7】 学校法人滋賀学園規程集（経理規程）
- 【資料 3-1-8】 学校法人滋賀学園規程集（固定資産及び物品管理規程）

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

ア 環境保全の取り組みについて

エネルギー削減に関する行政等の指針に基づき CO₂ 削減や節電などの省エネ対策に取り組んでいる。全教室における室温を夏季（28 度）、冬季（20 度）に設定し、これを遵守するほか、大教室における扇風機による空気循環、職員のクールビズなど、学生、教職員が一体となって節電対策を実行している。

キャンパス内での喫煙については、これまで数か所での分煙措置を講じてきたが、受動喫煙防止法の施行に伴い、将来の全面禁煙を前提に、当分の間喫煙コーナーを 4 か所設置している。なお、禁煙意識の浸透をはかるための禁煙セミナーの開催などを検討していきたい。

イ 人権について

当地域での人権学習は、行政と団体が中心となって早くから熱心に取り組まれており、市民の人権意識は高いものがある。本学においても人権啓発の一環として、毎年「人権研修会」及び「セクハラ研修会」を実施し、高い倫理性と責任ある行動を促している。また、全学生に対し、セクハラ研修リーフレットを配布するとともに、教員が相談者となって意識啓発に取り組んでいる。【資料 3-1-9】

ウ 安全管理について

総務部において緊急時連絡網を策定し、全教職員が保持するとともに、有事での迅速な連絡と行動が取れるよう体制整備を図っている。【資料 3-1-10】

本学は、学生のマイカー通学を認めていることから、年度当初におけるオリエンテーションにおいて、地元の東近江警察署生活安全課の職員による交通安全指導を実施している。また、地震・火災等の避難実地訓練については、毎年東近江消防署の協力のもとに実施しているが、本学独自の「防災規程」とこれに基づく「行動マニュアル」が未整備であることから、「防災対策委員会」を早急に立ち上げ、規程の策定を急ぐこととしている。

校舎等の建造物は耐震構造となっており、概ね震度 5 までの地震対策は一定の要件を満たしている。この他、甚大な地震時における学生の避難訓練をはじめ、本学キャンパスが東近江市の災害時の広域避難場所に指定されていることから、非常時における避難者の受入れ体制の整備などを検証する必要がある。

AED は、各キャンパス校舎に 1 基を配置し、その使用方法については、毎年のオリエンテーション時において、所轄の消防署から教職員や学生に対し啓発指導を行っている。この他、オーム、アレフなどの対策についても、東近江市との連携のもとに、学生や教職員への啓発に努めている。

【自己評価】

昨今の社会情勢の変化や自然災害の増加など想定外の事件・事故が予想されるなかで、学生が安心して教育が受けられる環境整備をしていかなければならない。特に、地震、豪雨などによる天変地異に備えての危機管理の在り方について踏み込んだ対応が求められるようになっている。本学では、環境への配慮、人権意識の徹底、防災意

識の高揚など地域の行政機関等との連携を密にしながら組織的に取り組んでいるものと評価している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-9】 人権及びセクハラ研修会の概要

【資料 3-1-10】 びわこ学院大学緊急時連絡網

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【事実の説明】

教育情報の公開については、学校法人としての公共性に鑑み、社会に対する説明責任を果たすため、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項第 1 号「大学の教育研究上の目的に関する事」から第 9 号「大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事」について、本学のシラバス、学生ハンドブック、紫野（広報誌）等において掲載しているほか、大学案内、ホームページにおいても最新情報を公表している。

財務情報の公表については、ホームページ上で計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録）と監査報告書を公開しており、閲覧や印刷ができるようしている。この他、紫野（広報誌）においても掲載している。【資料 3-1-11】【資料 3-1-12】【資料 3-1-13】

【自己評価】

教育情報と財務情報は、刊行物とホームページにより適切に公開しているものと判断する。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-11】 ホームページ <http://www.newton.ac.jp/bgu/koukai/>（教育情報）

【資料 3-1-12】 ホームページ <http://www.newton.ac.jp/bgu/koukai/>（財務情報）

【資料 3-1-13】 学校法人滋賀学園規程集（書類閲覧規則）

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、昨年度、第一期生を社会に送り出した歴史の浅い大学である。これまでの 4 年間を通して、地域社会に貢献する人材の育成を基本としながら、地域に開かれた大学運営を心掛けてきたが、市民の中に十分浸透しているとは言い難い状況にある。

このため、まずは大学の経営面での誠実性と安定性を追求することはもとより、社会の理解と信頼を維持・確保していくためにも、より一層の情報公開を進める。また、市民福祉の向上に寄与するために、大学の知的資産を有機的に活用し、地域社会からの信頼される教育機関として体制整備を図っていきたい。

この他、地震や台風等の自然災害や学生の安心・安全の確保に向けて、その基本となる防災規程や危機管理マニュアルなどを策定し、地元自治体との密なる連携のもとに実効ある取り組みを進めたい。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

学校法人滋賀学園寄附行為において、「理事会」は本学園の最高意思決定機関と位置付けている。寄附行為第 16 条には理事会の定数を 8 名と定めており、各理事一人ひとりが学校法人の運営に使命と責任を持って参画している。理事の内訳は、1 号理事：びわこ学院大学の学長、2 号理事：滋賀学園高等学校の校長、3 号理事：評議員のうちから評議員会において選任した者 3 名以上 4 名以内、4 号理事：学識経験者のうちから理事会において選任した者 1 名以上 2 名以内となっている。また、理事会の開催及び審議事項は、年 4 回（5 月・9 月・12 月・3 月）の定例会のほか、必要に応じ臨時に開催しており、法人の全体予算・決算、財務管理、業務の執行及びその他学校法人滋賀学園寄附行為 16 条に定める事項を審議・決定している。理事の会議への出席状況は 71.1%であり、良好な出席状況のもとに的確な意思決定がなされている。

この他、寄附行為第 20 条には評議員会の設置を定めており、現在の評議員数は 17 名である。評議員の選任（寄附行為第 24 条）は、びわこ学院大学の学長、滋賀学園高等学校の校長、この法人の職員のうちから理事会において選任された者 4 名、この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 歳以上の者のうちから理事会において選任された者 2 名、評議員から選任された理事以外の理事 1 名以上 2 名以内、この法人に関係ある学識経験者及び功労者で、全五号に規定する評議員の過半数により選任された者 4 名以上 7 名以内となっている。理事長の諮問に応え、法人の業務、財産の状況、役員の仕事執行の状況など主要な事項に関して適切な意見具申をすることを職務とし、大学を取り巻くさまざまな情報交換の場としても有効に機能している。監事は 2 名が定員で、このうち 1 名は公認会計士の資格を所持しており、両人とも理事会に出席し、法人の財務状況及び理事の業務監査などについて、理事長に適切な助言や意見具申を行っている。

【資料 3-2-1】 【資料 3-2-2】 【資料 3-2-3】 【資料 3-2-4】 【資料 3-2-5】 【資料 3-2-6】

【自己評価】

理事、監事及び評議員等の構成は適正で、会議への出席率も高い。職務は適確に執行しており、戦略的に意思決定できる体制整備と機能性は発揮しているものと判断している。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 3-2-1】 学校法人滋賀学園寄附行為 【資料 F-1】 に同じ

【資料 3-2-2】 学校法人滋賀学園規程集（理事会会議規則）

【資料 3-2-3】 役員及び評議員名簿 【資料 F-10】 に同じ

【資料 3-2-4】 理事会及び評議員会の開催状況 【資料 F-10】 に同じ

【資料 3-2-5】 平成 25（2013）年度 理事会審議事項（写）

【資料 3-2-6】 平成 25（2013）年度 評議員会審議事項（写）

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

近年、高等教育機関を取り巻く環境は日々変化している。こうした中で、足腰の強い法人経営を行うためには、スピード感のある意思決定と行動の機動性が求められる。新たな社会的価値観やグローバル化の進展等時代の変遷に適応できる人材の登用に配慮するとともに、現場の状況把握や他法人の先進事例等の情報収集に努めたい。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

【事実の説明】

本学の教学上の意思決定は、学部構成が 1 学部 1 学科であることから、学長が議長となる学部教授会において、学務運営全般にわたって協議・決定している。教授会には下部組織として各分野を専門的に調査・検証する各委員会を設けており、学長や教授会からの諮問をはじめ、教学上の事案に関して掘り下げた協議を行っている。

また、人事、予算、外部連携など大学運営に関する基本的事項については、教授会での審議に先立ち、法人理事長、学長及び事務局長からなる「三役会議」において調整を図っている。なお、大学と法人全般に係わる事項、即ち、予算・人事、規程の整備、組織の改編、施設整備、対外的な交流（提携、協定等）等については、学校法人の理事会及び評議員会において審議、了承を得ることとしている。

大学運営に係る組織と権限及び責任については、以下のとおりである。

ア 大学運営の組織の整備

教授会については、教育福祉学部教授会のみで、毎月第 2 水曜日に開催している。その構成は、学長、学部長、教授、准教授、専任講師及び事務局長で組織しており、学長が議長を務める。

教授会には下部機関として 16 の委員会を組織している。これらの委員会は毎月定例日に開催し、学長または教授会からの諮問事案をはじめ、本学運営に当たっての日常の教学・教務や事務作業などについての具体的な検討を行い、その内容を学長に報

告する。学長はこれらの検討結果をもとに、必要と認める事項について教授会に諮り、審議経過をもとに最終決定を行う。

学士教育課程の教学組織については、教育福祉学部子ども学科には「子ども教育コース」と「子ども福祉コース」の2つのコースを設け、学科会議と個別のコース会議を組織している。

この他、教育目的をより重層的に実践するため、「総合教育支援センター」「子ども文化研究センター」及び「地域連携研究センター」の3つの共同研究センターを開設している。総合教育支援センターは、学生の教職課程及び学外実習に関する事項を所掌し、子ども文化研究センターは、子育ての相談、小学校等へのスクールサポーターの派遣など子ども文化全般に関する事項を所掌する。地域連携研究センターは、公開講座及びイベントへのボランティア学生の派遣に関する事など、地域社会との連携の在り方や実践に関する事項を所掌する。

これらの共同研究センターには、それぞれ企画運営委員会を置き、所掌事務に係る企画・運営と事業推進についての審議を行い、本学の教学活動を補完するとともに、地域の社会活動に貢献している。【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】

イ 権限と責任の明確性及びその機能性

本学運営の基本的方針は、「三役会議」で協議し、その内容に基づいて学長が業務執行することを原則としている。この「三役会議」は、各月の定例会議のほかに、緊急事案については臨時に開催し、協議を得た事案については、企画運営委員会において総合調整を図った後、教授会を通して学内に周知している。これらの組織は学長が主宰していることからその権限と責任の所在が明らかになっている。また、教授会の下には、常設の委員会と特別委員会、プロジェクトチームが置かれ、それぞれの委員会規程に基づき運営している。各委員会及びプロジェクト組織には委員長及び代行者を配し、円滑な委員会運営と業務執行に当たる一方、全学横断的な内容に関わる事項については、教授会において審議経過等についての報告を行う。

【自己評価】

本学にあっては、学生数・教職員数が少ないことや完成年度までの4年間は、大学設置申請書を遵守してきたことから、上記の各組織の責任者はより責任感をもって事務を遂行しており、大学組織は有効に機能している。なお、【資料 3-3-1】の教学組織については、すべて規程を整備しており、各組織の権限と責任を明確にしているとともに、機能性も確保している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-3-1】びわこ学院大学 教学組織図

【資料 3-1-4】に同じ

【資料 3-3-2】びわこ学院大学規程集（子ども文化研究センター規程）【資料 1-3-20】に同じ

【資料 3-3-3】びわこ学院大学規程集（地域連携研究センター規程）【資料 1-3-21】に同じ

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【事実の説明】

「理事会業務委任規則」では、理事会は、びわこ学院大学の管理・運営に関する業務のうち、教育・研究に関する業務をびわこ学院大学学長に委任することができるとしており、大学を統括して大学運営にあたる権限と責任を付託している。【資料 3-3-4】

具体的なプロセスは、「三役会議」「企画運営委員会」「教授会」「学科会議」及び「コース会議」での段階的協議をもとに意見集約を図っている。さらに、これらを補完する機関として、16 の委員会を構成し、一連の会議には関係する事務職員も参画しており、実務レベルでの情報交換と意識の統一などコミュニケーション形式にも機能している。

本学の教学上の意思決定は、教授会が中核的機能を果たしている。学長は教授会を主宰し、本学の将来構想や入試、教務、学生支援、学生進路等の事案について会議をリードし、集約された事項について、業務を指揮・執行する。また、学長、学部長、教務部長、学生部長、学長推薦教員及び事務局長からなる企画運営委員会（委員長＝学長）では、教授会事案の事前調整や当面する運営課題などを横断的に協議し、学長のリーダーシップのもとに、学務を実行している。

教授会の下に設置する委員会では、分野別に各委員会規則に沿って審議がなされ、委員長は審議経過を学長に報告するとともに、必要な事項については教授会にて審議に付し、学長が最終決定を行う。一方、学部組織とは別に学長の直轄におかれる共同研究センター（総合教育支援センター、子ども文化研究センター、地域連携研究センター）は、委員会での審議を踏まえ独自性を持って運営にあたっている。通常職務については各センターの運営規則に則り職務を遂行しているが、重要事項や全学的に行われる事項については、教授会での審議を踏まえ、学長の了解の下で業務の執行を行っている。

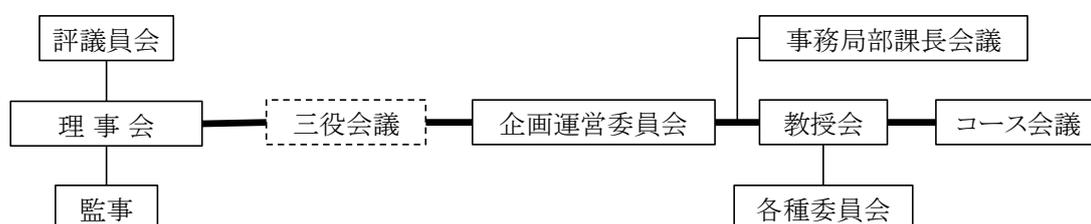
【自己評価】

本学は小規模大学としての特色を生かして管理・運営に関する全般的事項について、学長が主宰する企画運営委員会において総括的に審議を行い、三役会議などを通して理事長との連携を適切に確保している。特に、教学面については、学長を議長とする教授会の下で、意志決定と業務執行等がなされており、学長の指導力が発揮できている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-3-4】 学校法人滋賀学園規程集（理事会業務委任規則）

[表 3-3-1]意思決定系図



(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

開学から 5 年を経過する中で、開学時に文部科学省へ提出した申請書に即して、学長の指揮のもとに全教職員が協働して事務遂行に努めており、建学の精神の達成に向けて位置づけをした計画が概ね完成をみる事ができた。

この 5 年間に取り組みを進めてきた学生指導や実習体制の確立、校舎・設備や教員組織等の整備などをさらに一步前進させるためには、学長の積極的なリーダーシップのもとに、本学の関係機関、関係者が有機的に連携し、着実に推進していきたい。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

【事実の説明】

本学における大学運営上の主要な事項については、法人理事長、学長及び事務局長（法人学園長兼務）の三者による「三役会議（毎月 1 回定例開催）」において、意見交換や情報の共有を図っている。本会議は、法人と大学の責任者で構成していることから、経営と教学に関して双方の意思統一をはかる場として機能している。会議においては、①組織・機能の効率化、②教育・研究の質的向上、③学生生活の状況、④入学定員及び進路の確保、⑤他大学・行政機関との連携、⑥地域との協働など大学運営の全般的な事項が主なテーマになっている。【資料 3-4-1】

その場で意見集約された事項については、必要に応じて、教学部門と管理部門の戦略的目標の実務的な協議や責任分担、情報共有の場となっている企画運営委員会での協議を経て、教授会において大学の方向付けを行っている。

また、一連の会議の内容については、毎月定例的に開催する事務部門の課長職以上で構成している「部課長会議」において、事務局長から適宜報告があり、部門間の連携は円滑かつ適切に行われている。この他、教職員全体のコミュニケーションをはかるため、理事長及び学長の訓話を随時実施するとともに、学園内のコンピュータネットワークにおける学内情報共有サイトを通して情報の共有と活用を図っている。【資料 3-4-2】

【自己評価】

健全な学園運営に向けて、学長が志向する教学方針を法人理事長が支える経営と教学の協働体制が整っている。また、学内での多様なツールを有機的に活用し、学園関係者の意思疎通は図れているものと認識している。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 3-4-1】びわこ学院大学 「三役会議」運営要領

【資料 3-4-2】事務局部課長会議 設置要綱

3-4-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

【事実の説明】

本学園の最高意思決定機関である「理事会」には、寄附行為第 6 条により大学から学長が選任されているほか、法人と大学を兼任する職員 1 名が選任されている。また、「評議員会」においても、寄附行為第 24 条では、本法人が経営する学校を卒業した者から理事会の 2 名が選任されることになっており、法人と大学とは密接な関係にあると同時に、適切に牽制できる体制にもなっている。

また、教授会や企画運営委員会には事務局長と関係部課長が構成員（教授会はオブザーバー）となっていることから、学園運営にかかる重要事項について教学と経営の相互間での擦り合わせとチェック機能を発揮している。

さらに、寄附行為第 5 条及び第 15 条において、監事の定数と職務定めており、「監事はこの法人の理事、職員（学長、校長、教員、その他の職員を含む。以下、同じ。）または評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」としている。平成 25（2013）年 10 月現在、2 人の監事が選任され、任期は 4 年となっている。監事は理事会に出席し、法人業務の監査などを行っている。

寄附行為第 20 条には評議員会を規定している。また、同第 22 条では諮問事項として、予算や財産に関する事項、予算外の新たな義務の負担・権利の放棄、事業計画、寄附行為の変更、合併などこの法人の業務に関する重要事項についての審議を定めており、同第 23 条では評議員会の職務として「この法人の業務及び財産の状況ならびに役員の仕事執行の状況について、役員からの報告を聴取し、役員に対して意見を述べ、または役員からの諮問にこたえることができる。」としている。

評議員の定数は 13 人から 17 人であり、平成 25（2013）年 10 月現在 17 名の評議員が選任され、任期は 4 年となっている。平成 25（2013）年度中に開催した評議員会の出席状況は 88.2%であり、良好な出席状況のもと適切に運営している。【資料 3-4-3】【資料 3-4-4】

【自己評価】

法人及び大学間相互のチェック体制は有効に機能するとともに、監事及び評議員の職務・使命も法令並びに学園規程に則り適正に執行しており、ガバナンスを発揮しているものと判断している。

びわこ学院大学

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 3-4-3】 学校法人滋賀学園寄附行為

【資料 F-1】 に同じ

【資料 3-4-4】 平成 25（2013）年度 評議員会審議事項（写）

[表 3-4-1] 監事の理事会への出席状況

年 度	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回
平成 23 年度 (2011)	月 日	5 月 28 日	9 月 10 日	12 月 10 日	3 月 24 日		
	出席状況	1/2	2/2	1/2	2/2		
平成 24 年度 (2012)	月 日	5 月 26 日	7 月 15 日	9 月 1 日	12 月 8 日	3 月 2 日	3 月 30 日
	出席状況	2/2	2/2	1/2	2/2	2/2	2/2
平成 25 年度 (2013)	月 日	5 月 25 日	7 月 20 日	9 月 28 日	12 月 1 日		
	出席状況	2/2	1/2	2/2	2/2		

[表 3-4-2] 評議員の評議員会への出席状況

年 度	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
平成 23 年度 (2011)	月 日	5 月 28 日	9 月 10 日	12 月 10 日	3 月 24 日
	出席者数	11/16	13/17	13/17	14/17
平成 24 年度 (2012)	月 日	5 月 26 日	12 月 8 日	3 月 30 日	
	出席者数	15/17	12/16	13/16	
平成 25 年度 (2013)	月 日	5 月 25 日	9 月 28 日	12 月 1 日	3 月 26 日
	出席者数	13/17	16/17	16/17	14/17

3-4-③リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【事実の説明】

理事長は、定期的を開催する「三役会議」や職員の部長・課長で組織する「事務局部課長会議」において、当面する課題への対応方針などについて説明するほか、必要に応じて、教授会やその他の会議にも積極的に参加し、自らの所信を伝達するとともに、教職員からの意見や提案を聴取するなど、相互の意思疎通は適切に図っている。

この他、理事長は、年度初めやさまざまな研修会などの機会を利用して、学園の将来展望や当面する課題などを講話し、教職員との認識や情報の共有化とコミュニケーションの円滑化に努めている。現在のところ、教職員による提案制度は整備できていないが、日常的な対話や研修会、予算ヒアリングにおける直接的な意見交換などを通して、一定の合意形式を図っており、教職員が一枚岩となった双方向型の学園運営がなされている。

一方、「学校法人滋賀学園稟議規程」では、学園運営に関する諸計画や教学、経営・管理等さまざまな事案についての稟議手順やその範囲、起案、決裁の方法などを定めており、これらの稟議過程においても、理事長や学長と教職員双方のコンセンサ

スを確保している。【資料 3-4-5】

【自己評価】

理事長及び学長は、既定の会議や研修会などのさまざまな機会を通して教職員との意思疎通に努めており、トップダウンによる大学運営が円滑に機能している。一方、教職員からの意見集約については、小規模校でもあり、学内イントラネットなどを通して情報共有化と相互連携を密接に図っている。なお、教職員提案制度について制度化を検討したい。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-4-5】 学校法人滋賀学園規程集（稟議規程）

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学園が発展していくためには、管理部門と教学部門が車の両輪となる連携が不可欠である。本学園においては、理事会、三役会議や教授会、各種会議・委員会などを通じて、法人と大学の円滑なコミュニケーションと迅速な意思決定を図っており、その過程では相互のチェック機能も有効に機能している。

現在設置している委員会などを合理的かつ効率的に展開し、情報の共有化をはかるとともに、各部門の連携のもとに、将来の発展と有機的な教育体制の構築を目指す。なお、教職員からの企画提案や大学運営に関する意見集約の制度化を検討していきたい。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

【事実の説明】

組織体制については、「法人本部規程」、「事務組織規程」及び「びわこ学院大学組織運営規程」に即して法人の部署の設置とその所管業務及び各課の事務分掌を定め、能率的に業務が行えるよう、役割を明確にしている。これらの規程に基づき、本学園全体の人員配置のバランスを考慮しつつ、大学の業務に適った適材適所の人事のもとに、

びわこ学院大学

効率的に業務を執行している。【資料 3-5-1】【資料 3-5-2】【資料 3-5-3】

具体的には、法人の事務組織については、「[表 3-5-1]学校法人滋賀学園組織」に示すとおり、法人全体の管理運営を所掌する法人事務局、大学と短期大学部の管理運営を所轄し、主として教育・研究を支援する大学・短期大学部事務局を設置しているほか、図書館及び滋賀学園中学・高等学校などに事務室を置いている。

大学及び短期大学部は、大学事務局が短期大学部事務局を兼任しており、事務局長の下に総務部、教務部、学生部、入学センター及び共同研究センターを置き、総務部には総務課、教務部には教務課、学生部には学生支援課、教職支援課及び進路支援課、図書館には図書課を設置し、それぞれの部局には専任職員を配置している。

また、研究センターには、兼任で事務職員を置き、授業や教員の研究活動を支援している。さらに、地域に根ざした教育・研究を推進するために設置した地域連携研究センターでは、地域との交流の要となっている。

【自己評価】

限られた人員であるが、学園の使命や目的、将来ビジョンを遂行するための柔軟な組織体制となっており、必要な人材を確保し、機動性も発揮している。

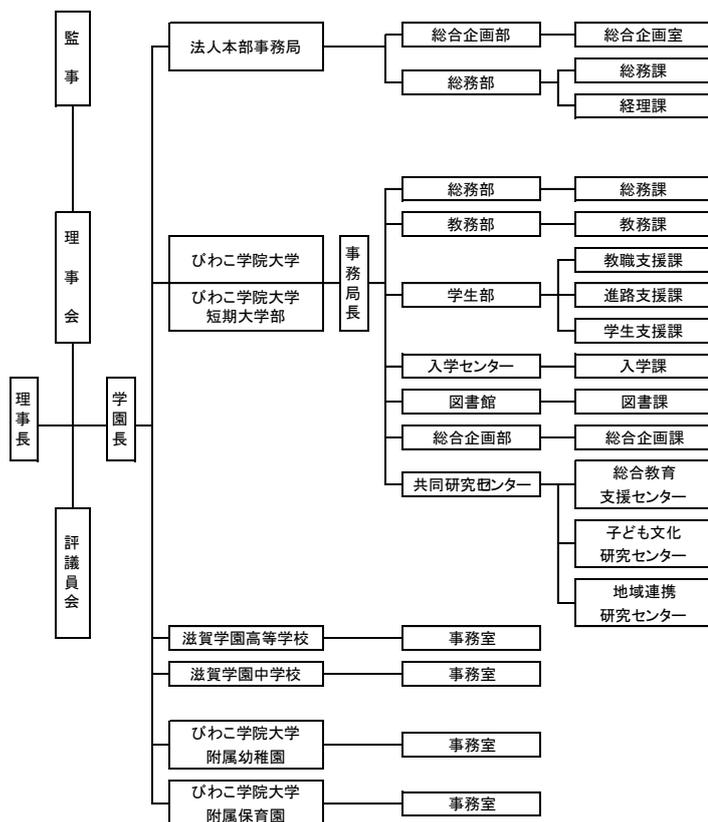
<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-5-1】学校法人滋賀学園規程集（法人本部規程）

【資料 3-5-2】学校法人滋賀学園規程集（事務組織規程）

【資料 3-5-3】びわこ学院大学規程集（組織運営規程）

[表 3-5-1]学校法人滋賀学園組織図



3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

【事実の説明】

本学園の管理部門は、法人本部の一本部である。本部事務局長は理事であり、大学、短期大学部及び滋賀学園中学・高等学校を統率している。大学・短期大学部は5つの事務部門、滋賀学園中学・高等学校にはそれぞれ1部門を置いている。本部事務局長は、それぞれの長と連携をとって業務を遂行している。

法人本部には「総合企画室」を設置しており、学園の将来展望や外部との連携・協働についての基本的事項を所掌している。

大学の業務執行については、学科が主体となって、学科長を中心に学部長と学長との連携を図りながら運営し、これを支援する事務局体制として、総務課、教務課、学生支援課及び教職支援課、進路支援課を設置している。また、教学面での事案については、教授会の諮問機関として各委員会を設置しているが、教学組織と事務組織あるいは事務組織間での連携を密にするため、横断的な組織体を重視しており、教務の各委員会には事務職員も構成員に参画しており、体制面での一本化を図っている。

いわゆる大学経営の総合調整を図る機関とし組織した「企画運営委員会」では、学長、学部長、学科長、各委員会委員長などの教員と事務局長、部課長が参加しており、教務部門と管理部門相互の連携や意識統制、情報共有の機会となっている。

この他、全学的な恒常委員会として設置している「教務委員会」、「学生委員会」、「入試委員会」、「図書館委員会」などにも、関係課長が参画しており、教学・経営に事務の意向が反映できる形となっており、業務執行の機動性は適正に確保している。【資料 3-5-4】【資料 3-5-5】【資料 3-5-6】【資料 3-5-7】

また、事務部門にあっては、部課長会議を組織している。必要に応じて理事長の出席を求めながら、毎月定例会議を開催しており、各種会議の決定事項の伝達やスケジュールの調整など事務局内の意見調整と事務機能の向上に向けての意見交換などが行われている。【資料 3-5-8】

【自己評価】

法人の使命・目的の達成や教育・研究支援するための業務体制を整備し、適切に機能している。しかしながら、事務体制の脆弱性も否めないことから、次世代を担う人材の育成を計画的に進めるとともに、適正な人事配置による事務力向上に配慮する必要がある。

<エビデンス集（資料編）>

- | | |
|------------------------------------|---------------|
| 【資料 3-5-4】びわこ学院大学規程集（教務委員会規程） | 【資料 1-3-3】に同じ |
| 【資料 3-5-5】びわこ学院大学規程集（学生委員会規程） | 【資料 1-3-4】に同じ |
| 【資料 3-5-6】びわこ学院大学規程集（入試委員会規程） | |
| 【資料 3-5-7】びわこ学院大学規程集（図書館委員会規程） | 【資料 1-3-6】に同じ |
| 【資料 3-5-8】びわこ学院大学規程集（事務局部課長会議設置要綱） | |
| | 【資料 3-4-2】に同じ |

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【事実の説明】

大学・短期大学部事務局で実施する全体研修の場として、SD (Staff Development) 研修会を年間 1 回ないし 2 回開催している。事務局長が中心となりタイムリーな研修テーマを設け実施している。また、若手からベテラン事務職員まで、日本私立大学協会、日本私立短期大学協会、私学経営研究会、日本学生支援機構、私学高等教育研究所等の研修会に参加し、専門的分野について深く学べる機会を与えている。【資料 3-5-9】

こうした機会を活用することで、大学職員としての意識の向上と他機関とのネットワークづくりなど実務知識の習得や情報収集に役立てている。この他、事務職員の資質向上のため、朝の打ち合わせ時に職員が 3 分間のモーニングスピーチを行い、資質の向上に努めるとともに、本学にとって必要と思える取組みについては各課で協議し、今後の取り組みまたは改善に向けてのフィードバック体制も整えている。

次年度以降は多種多様な情報、本学が進む方向性について共有することなどを目的として SD と FD の合同研修会を計画している。【資料 3-5-10】

【自己評価】

職員の現有体制がより一層機能するよう、資質・能力の向上のための研修機会を提供しているものと認識している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-5-9】 外部研修会等参加状況

【資料 3-5-10】 SD 研修会の開催状況

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

今日、少子化の進展に伴い、大学の全入時代が到来するなど、大学を取り巻く環境は一層厳しくなっている。こうしたなかで、大学の存在感を高めるためには、学生、保護者、地域等のニーズに対応する教育の実践が求められており、高度な知識や対応力を備えた職員の育成・確保が不可欠となっている。

教員は教育と研究、職員は幅広い専門的知識の習得に向けて、さらなる研鑽が必要であり、教員・職員との合同研修会の開催や外部研修への自主参加の支援など、教職員の潜在的能力がより一層発揚されるようさまざまな機会を効果的に活用していきたい。

なお、職員の一層の能力向上に向けて、SD 委員会の設置を検討する。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【事実の説明】

本学は、平成 24（2012）年度の完成年度を経て、この春二期生が社会に巣立った。その進路が一定保障されたこともあり、平成 25（2013）年度入学生は定員を充足した。大学運営は、主に学生の授業料などの納付金と補助金に依存しているが、学生確保が厳しい状況にあることから、人件費その他の諸費用の節約、倹約などにより収支のバランスを心掛けている。

現在のところ、財務運営に関する中長期計画は策定していないが、次年度予算の策定過程において、各部署からのヒアリングをもとに事業計画を策定するとともに、帰属収支差額に準拠して適正な予算配分に努めている。【資料 3-6-1】

【自己評価】

平成 26（2014）年度から教育福祉学部「スポーツ教育学科」が開設すると、子ども学科入学定員 80 名に加え、スポーツ教育学科 40 名が増え、編入学定員を合わせると大学が $120 \text{名} \times 4 + 30 \text{名} = 510 \text{名}$ 、短期大学が $80 \text{名} \times 2 = 160 \text{名}$ の学生規模となる。これらの納付金と補助金、講習や研修による収入によって、大学等の運営資金は一定確保できるものと認識している。

現在、策定中の中期計画において財務運営の適正化に向けての取り組みを明示することとしている。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 3-6-1】平成 25（2013）年度 事業計画書

【資料 F-6】に同じ

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【事実の説明】

平成 20 年度からの 5 年間における本学園の帰属収入は、年平均 1,133 百万円で推移し、そのうち主な経常収入としては、学生生徒等納付金収入が約 6 割を、補助金収入が約 3 割、その他が 1 割となっている。

本学では、平成 21（2009）年度の開学から帰属収入は赤字が続いているが、「[表 2-6-1]帰属収支差額年次推移」のとおり、学年進行に伴い学生数が確保でき、赤字幅は縮小傾向にある。厳しい財政状況下にあるが、予算編成にあたっては、全学的なプライオリティに配慮しながら、収入に見合った支出を徹底している。

この他、教育研究を充実させるための外部資金として、科学研究費収入 5 件と地元自治体からの委託事業 1 件などがあり、教育目的の推進に寄与している。

【自己評価】

平成 25 (2013) 年度においては帰属収支差額の比率がプラスに転じており、学園全体としては、健全化が図りつつある。

[表 2-6-1] 帰属収支差額比率 年次推移 ((帰属収入－消費支出) / 帰属収入)

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
比 率	△53.2%	△17.6%	△4.9%	4.5%

(3) 3-6 の改善・向上方策 (将来計画)

今後は中長期計画に基づき、収入の予測を厳格に査定し、その範囲内で最大限の教育効果のある予算を組まなければならない。学生数の確保による収入見通しはもとより、将来計画を見据えた財務計画を策定し、教育支援と財務内容のバランスを配慮しながら財政基盤の安定化を図っていきたい。

一方、平成 26 (2014) 年度においては「スポーツ教育学科」の開設を予定しており、施設・設備の整備、教学体制の確保など新たな財政需要が見込まれることから、これらを視野においた財政運営を行うこととする。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-7-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

会計処理は、「学校法人会計基準」及び「経理規程」に準拠して、法人本部及び各学校の総務部門において適正に処理している。また、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会等の研修会に担当者が参加し、会計知識の向上に努めるとともに、日常的に不明な点等があれば、顧問会計事務所や監事（公認会計士）に随時間い合わせて、指導助言を受けている。【資料 3-7-1】

【自己評価】

学校法人会計基準等に基づき、適正な会計処理がなされているものと判断している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-7-1】 学校法人滋賀学園規程集（経理規程）

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

会計監査は、独立監査人により「昭和 51 年 7 月 13 日付け文部省告示第 135 号」に基づく監査を受けている。会計監査は平成 25（2013）年度の場合、1 人の公認会計士と 2 人の補助者によって年間 54 日実施され、元帳及び帳票書類等の照合、手続きの確認、計算書類の照合などを行っている。また、監事の監査については、監事 2 人が本学園の財務活動について監査を行うとともに、独立監査人との意見交換などにより学校法人の状況を十分把握したうえで、理事会と評議員会において監査報告を行っている。【資料 3-7-2】【資料 3-7-3】

【自己評価】

独立監査人及び監事による会計監査は適切に行われており、本学園の財務帳票等は、学校法人の財政状況及び経営内容を正しく示している。また、監査体制は十分に整備され、厳正に実施しているものと評価する。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-7-2】 平成 25（2013）年度 監査の実施状況及び報告内容

【資料 3-7-3】 平成 25（2013）年度 理事会・評議員会決議事項

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

事務職員の会計知識の向上を図るとともに、公認会計士及び監事との連携を密にし、会計業務を適切に処理する。

【基準 3 の自己評価】

健全な財務基盤の確保は、本学園が持続的発展を図るうえでの根幹をなすものである。学園の体力の向上に向けて前例にとらわれない革新的な発想が求められる。経営・管理については、関係法令及び本学の諸規程に準拠して厳正に執行するとともに、学長のリーダーシップの下に教職員が協働して体質の強化に努める。

また、財務・会計については、平成 21（2009）年の開学から、学年進行に伴う学生数の確保により、帰属収支差額の改善が図られつつあるが、将来的展望は楽観できない状況にある。一方、本学園では借入金金の依存度は妥当な水準にあることから、財務上の健全性は一定確保している。

会計処理については、学校法人会計基準や関連の諸規程に準拠して厳正に事務処理がなされており、公認会計士及び監事による監査においても特段の指摘事項はなく、適正に処理されている。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

【事実の説明】

本学の開学理念や大学の使命・目的については、学則及び大学設置認可申請書等に謳っているように、地域社会の未来に貢献する創意と意欲をもった人材の育成を基軸としている。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】

自己点検評価は、大学の教育水準の向上と活性化を図り、もって本学の理念、社会的使命を達成に資することにある。平成 24（2012）年度において、「自己点検・評価委員会」が中心となって、開学後の学年進行期における教学状況を総括する形で自己点検・評価を行い、報告書を作成した。本評価書の作成にあたっては、高等教育機関が定める大学機関別評価基準に則して学内の関係機関の協力を得ながら実施したものであるが、エビデンスの整理や関係部局との調整等に適正を欠く面もあり、幾つかの反省点が浮き彫りとなった。

評価過程において明らかとなった教学上の問題をはじめ、大学の管理運営、財務などの諸分野における課題については、総合的視点から検証評価を加え、可能なものから計画的に改善策を講じることとしている。【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】

【自己評価】

自己点検・評価は、四年制大学開学後の学年完成年度を機に実施したものであるが、自己点検にかかる学内での認識が共有できていないこともあって、内容面での踏み込み不足や作業に時間を要したことなど反省すべき課題は多い。一方、今回の取り組みが、平成 27（2015）年度に予定している「大学機関別認証評価」受審に向けて、教職員の意識の深化がはかれたものと認識している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-1】びわこ学院大学学則

【資料 F-3】に同じ

【資料 4-1-2】びわこ学院大学設置認可申請書

【資料 1-1-2】に同じ

【資料 4-1-3】認証評価基準と対応組織の構図

【資料 4-1-4】平成 21（2009）年度～平成 24（2012）年度 自己点検・評価報告書

【資料 4-1-5】平成 24（2012）年度自己点検評価結果に係る改善計画

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

【事実の説明】

自己点検・評価については、本学学則の第 63 条に定める教授会の下に「びわこ学院大学自己点検・評価委員会」を設置し、開学以来毎月定例日に委員会を開催している。本委員会では、教育・研究や実習など教学全般に関する事項をはじめ、大学運営に係わる全般的な事項の改善・向上を課題として協議を行っている。

本委員会の構成は、びわこ学院大学自己点検・評価委員会規程に基づき、学部長を委員長とする以下の構成となっている。

- (1) 学部長
- (2) 教務委員長
- (3) 学生委員長
- (4) 図書館委員長
- (5) 事務局長
- (6) 教務課長
- (7) その他学長が指名した者

委員会は、自己点検・評価の実施やこれらの結果を踏まえた対応策の検討、さらには公表の方法等に関する事務を所掌しており、FD 委員会との連携をもとに点検評価の精度の深化に努めるとともに、その内容については教授会をはじめ、学内の所定の各委員会や会議等において周知に努めている。平成 25 (2013) 年度は月 1 回を基準に延べ 11 回開催した。主な審議事項は次のとおりである。【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】

- ・平成 21 (2009) 年度～平成 24 (2012) 年度 びわこ学院大学自己点検・評価報告書の総括に関する事項
- ・平成 25 (2013) 年度 びわこ学院大学自己点検・評価報告書の作成に関する事項
- ・日本高等教育評価機構の認証評価の受審 (平成 27 (2015) 年度) に関する事項
- ・その他、教学上の課題と対応策に関する事項

自己点検・評価業務についての学内組織との係わりについては、「【資料 4-1-3】認証評価基準と対応組織」を定め、全学挙げての取り組みとなっている。

【自己評価】

開学時から教授会の下に自己点検評価のための委員会を設置しており、教職員が協働して大学運営の質的向上をはかるための体制と取り組みは適正に実施しているものと判断している。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 4-1-6】 びわこ学院大学規程集 (自己点検・評価委員会規程)

【資料 1-2-4】 に同じ

【資料 4-1-7】 平成 25 (2013) 年度 自己点検・評価委員会議事録

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【事実の説明】

本学は平成 21（2009）年 4 月に開学し、本年度第二期生を社会に送った歴史の浅い大学である。学年進行過程における自主点検業務の内容や範囲は、自ずと限定されることから、横断的かつ総合的な検証が困難な状況にある。

こうしたなかで、平成 24（2012）年度において、4 年間を総括した形で点検評価を実施し、初版となる「平成 21（2009）年度～平成 24（2012）年度 自己点検・評価報告書」を作成した。【資料 4-1-4】

今年度作成の第 2 巻においては、本報告書で課題となった事項について、改善や対応策について可能な限り明らかにし、大学の体制整備に生かすこととしている。なお、平成 26（2014）年度においては、平成 27（2015）年度に予定している日本高等教育評価機構の認証評価の受審に向けて、自己点検評価報告書の作成作業を進めることとしている。

【自己評価】

開学後歴史も浅く、評価内容に踏み込み不足が否めないが、できる限り実効性のある具体的な評価に努め、改善事項が明らかとなった。これらについては、PDCA サイクルにより改善改革を図っていく。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-4】平成 21（2009）年度～平成 24（2012）年度 自己点検評価書

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の自己点検・評価の取り組みは、平成 21（2009）年の開学後直ちに所轄の委員会を設置し、教学や大学運営に係わる事項を検証してきた。開学時は在校生も少なく、また、教育課程も限定したものであったが、昨年度これらの取り組みを総括して「平成 21（2009）年度～平成 24（2012）年度自己点検・評価報告書」を作成した。

平成 25（2013）年度においては、平成 27（2015）年度に高等教育研究機構による大学機関別認証評価の受審を想定して、当機関の定める評価基準に則り実施した。この点検評価の結果については、「平成 25（2013）年度自己点検・評価報告書」として理事会に報告の上、公表する予定である。

18 歳人口の減少を背景として、高等教育機関の在り方が厳しく問われるなかで、学生や教職員を取り巻く社会環境も大きく変容しつつある。自主的な自己点検・評価は、大学の体質改善に多大の貢献が期待されることから、自己点検の質を高めるための体制整備を図っていきたい。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を概ね満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

【事実の説明】

自己点検・評価内容の説得性を高める上で、その背景となるエビデンスは極めて有効である。開学以降開催してきた自己点検・評価委員会においては、当然のことながら、学内におけるさまざまな取り組みや関連するデータ、アンケート調査などをもとに検証を加え、業務の精度と透明性の高揚に努めてきた。

自己点検・評価報告書の作成に当たっては、各検討機関である委員会の委員長及び関係部署の長が執筆し、自己点検・評価委員会において内容の妥当性について検証を加えた後、評価報告書としてまとめあげている。

【自己評価】

初版となる「平成 21（2009）年度～平成 24（2012）年度 自己点検・評価報告書」の作成に当たり、エビデンスに忠実に自己点検・評価を行ってきたが、浮き彫りとなった課題については PDCA サイクルの運用により実効性の高い取り組みを確認している。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

本学は開学間もない小規模大学であり、さまざまな体制や仕組みづくりは整備途上にあり、IR 機能をもった各種情報を収集分析する部署等は未設置の状況にある。自己点検・評価書の取りまとめに際しては、既存のデータや必要に応じて新規に調整した資料をもとに執筆している。

また、毎年実施している学生アンケートの平均回答率は、約 70%と高回答を得ており、学生の満足度に対する認識や FD・SD 研修における情報収集などは、有効な資料となっている。【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】

【自己評価】

収集したデータ・資料については、「自己点検・評価委員会」で精査し、評価書作成に活用しており、また、分析結果についても、学内の関係機関などをおして教職員に周知し、情報の共有化を図っている

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-1】平成 25（2013）年度 学生アンケート報告書

【資料 4-2-2】平成 25（2013）年度 FD/SD 研修会開催状況

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【事実の説明】

自己点検報告書の作成にあたっては、点検評価の内容を明確にするため、「【資料 4-1-3】認証評価基準と対応組織の構図」に基づき、「全学的な事項」、「大学の部事項」、「短期大学の事項」に区分して、教授会の傘下に置かれている各委員会において関係項目ごとに評価分析を行っている。このことから、評価内容については学内の教職員には十分周知している。なお、自己点検報告書については、学内関係者はもとより、ホームページでの掲載を通して必要な情報提供に努めている。【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】

【自己評価】

自己点検・評価の結果については、報告書の学内教職員への配布のほか、ホームページを通して適切に周知している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-3】ホームページ (<http://www.newton.ac.jp/bgu/>)

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

視点の①から③において記述したように、本学はこの数年間は学年進行の過程にあったことから、総合的な視点からの自己点検・評価が十分とは言い難い。平成 24 年度の自己点検・評価報告書が最初の成果物になるが、これらの作業を通して得た知見や反省も踏まえて、精度の充実、高揚を図っていきたい。

なお、必要とする調査データを有効かつ適切に収集するためには、IR 機能の構築と整備を検討する。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を概ね満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【事実の説明】

本学では、平成 24 (2012) 年度において初版となる自己点検・評価報告書を作成しており、本編は第 2 版となるものである。初版作成後 PDCA サイクルの仕組みを確立するための十分な検証がなされていないが、検討課題の事項については、PDCA サイクルの運用による対応方針等の具体化と改善策を実行することとしている。

【自己評価】

PDCA サイクルは、全学を挙げて改善課題に取り組む手法として極めて有効であることから、具体化に向けての調整を進めるとともに、毎年作成する事業計画書に位置付けていきたい。

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

もとより、自己点検の意義は、大学のありのままの姿を多面的に評価分析し、検証を加え、新たな展開に結び付けていくことにあり、大学の体質改善と質の向上を図る上で、有効な手段である。

PDCA サイクルの仕組みをどのように展開していくかについては、早急に検討することとしているが、基本となることは、本学の教職員が報告書の内容を共有して自らが果たすべき役割を自覚することにあることから、さまざまな機会を通してこれの周知を図っていきたい。また、効果的に改善策を進めるためには、推進体制が重要であり、既存の組織の活用と併せて、新たな仕組みの制度化を検討することとしている。

【基準 4 の自己評価】

基準 4 自己点検評価については、一部「満たしていない」とする自己判定もあるが、本学は開学後日が浅く、点検評価の対象、実績が乏しいことによるものである。自己点検・評価委員会の運営においてはこうした点を配慮して、何らかの工夫がなされるべきであったと反省している。

近年、大学間の競い合いがより激しくなるなかで、大学の評価が厳しく問われる時代となっている。そのためには、教育内容、学生の満足度、キャンパスアメニティ、地域との係わり、教職員の支援の在り方などについて、大学一丸となって深く検証し、取り組まなければならない。

本学では、平成 27 (2015) 年度に日本高等教育評価機構による認証評価を受審する予定であり、その事前準備の過程において、大学運営全般についての見直しを図っていきたい。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A 教育と福祉の統合

A-1 教育と福祉の統合・融合

《A-1 の視点》

A-1-① 教育福祉学、子ども学における探究

A-1-② 教員免許状更新講習における現役教員への講習

(1) A の自己判定

基準項目 A-1 を概ね満たしている。

(2) A の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

A-1-① 教育福祉学、子ども学における探究

「不登校」、「いじめ」、「虐待」などの問題は、教育的視点と福祉的視点の双方からその改善のための手立てを模索していくことが必要である。本学部の名称でもある「教育福祉学」はこうした現在の子どものめぐる状況の中で、教育と福祉の双方の視点の必要性が切実に求められていることに対応した学問である。本学では、これを主題とする「教育福祉学」、「子ども学総論」を必修科目としている。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】

A-1-② 教員免許状更新講習における現役教員への講習

本学では、教員免許状更新講習を平成 23(2011)年度以降本年度まで毎年夏期に 3 度実施している。受講者からは「おおむね良好」との評価を受けている。

講習での開設科目としては、本学ならではの教育と福祉の融合という視点から、教育系、福祉系の各教員の専門性を生かしたテーマで講習科目を設定した。特に選択講習では、「特別支援教育の福祉的基礎」、「教育と福祉の統合」、「社会福祉をめぐる 4 つのテーマ」など、福祉的領域からの教育事象へのアプローチを主題とする独自性の高い科目設定を行っている。【資料 A-1-3】、【資料 A-1-4】

【自己評価】

本学では、教育福祉学部の理念に基づき、教育と福祉が融合した識見を有する人材育成に向けて教育活動を展開している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 A-1-1】「教育福祉学」（シラバス）

【資料 A-1-2】「子ども学総論」（シラバス）

【資料 A-1-3】「平成 25（2013）年度教員免許状更新講習時間割」

【資料 A-1-4】「教員免許状更新講習受講者アンケート」

(3) 改善・向上方策（将来計画）

教育福祉学の確立は個々の教員の資質、力量に依存するのではなく、教育福祉学部子ども学科全体として取り組んでいくものである。次年度はそのための 1 つの具体化に向けて、教育福祉学部子ども学科の教育課程のあり方に関する検討を図る。

基準 B 地域連携

B-1 地域連携・貢献

《B-1 の視点》

B-1-① 各種審議会、委員会への参画

B-1-② 地域課題に関する講師派遣

B-1-③ 地域関連講座と授業

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

平成 25 (2013) 年度は、前年度末の人事異動によって 5 名の教員が入れ替わった。しかしながら、従来の教員を中心に今までと同様、地域の課題解決に向けての企画・運営や各種講演会等の講師派遣、地域関連授業の開設を通じた連携や地域貢献を行った。本年度における主なものは以下のとおりである。

B-1-① 各種審議会、委員会への参画

東近江市特別支援教育推進協議会委員（会長）、東近江市発達支援センター運営協議会委員（副会長）、東近江重症心身障害児者地域体制検討部会（会長）、東近江市高齢者虐待部会部会長、東近江市介護保険部会部会長、愛荘町子ども未来会議議長、東近江市教育振興基本計画策定委員会委員長、滋賀県障害者介護給付等不服審査会委員、滋賀県人材育成協議会委員、東近江警察署協議会委員等、数多くの委員会等に本学教員が参画して地域課題解決に向けての企画・運営に協力した。【資料 B-1-1】

B-1-② 地域課題に関する講師派遣

各種地域団体や学校、教育委員会からの依頼を受け、本学教員の専門性を生かした講演・研修会に講師として派遣した。現段階では特定の教員に依頼が偏ってはいるが、教員数が少ない本学においてはやむを得ないことである。【資料 B-1-2】

B-1-③ 地域関連授業

平成 25 (2013) 年度も地域関連授業「東近江の地域学」「地域歴史学」「滋賀の環境」を開講した。資料 B-1-3 にも示したように、その受講者数に偏りがあるが、総体的には、かなりの学生が履修した。今後とも、これらの授業を通じて地域貢献に対する学生の意欲関心を高めたい。【資料 B-1-4】

【自己評価】

以上のことから、本学は建学の精神や学部の教育・研究目的にしたがって地域と連携し、地域課題の解決に貢献していると判断した。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 B-1-1】平成 25 (2013) 年度 各種審議会、委員会への参画状況

【資料 B-1-2】平成 25 (2013) 年度 地域課題に関する講師派遣状況

【資料 B-1-3】平成 25 (2013) 年度 地域関連授業受講生数

【資料 B-1-4】「滋賀の環境」シラバス

(3) 改善・向上方策（将来計画）

小規模校の本学にとって、教員の専門性や人脈に偏りがあることはやむを得ない。しかしながら、各個人が持つ専門性を十分に吟味し、その特性を広く地域に情宣することによって、それぞれのネットワークがさらに拡大する可能性を持っている。そのためには、地域連携や貢献に対する全学的な組織を再編し、機能的かつ実践的な活動を企画する。

基準 C 実践力・人間力

C-1 実践力・人間力の育成

《C-1 の視点》

C-1-① 「わくわくフェスタ」の取り組み

C-1-② 教育ボランティア

C-1-③ 学力向上

(1) C の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) C の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

C-1-①「わくわくフェスタ」の取り組み

これは、乳幼児から小学校高学年までの子どもたちやその保護者を対象にした「遊び」をテーマとした学内行事であり、大学祭の期間中の1日を活用して実施している。これは、地域の人びとが大学に訪れる地域交流の場でもある。

わくわくフェスタは、実践力と人間力という点で次のような教育上の成果があると考えている。

ア 実践力

実践力では、保育・教育における実践力を挙げる。講義や演習で学んだ内容を保育・教育の実践に活かす機会として「わくわくフェスタ」を捉えている。たとえば、乳児から幼児、児童の発達過程に応じた特徴と遊びとの関係性、『小学校学習指導要領』や教科書での各学年の既習事項の理解（漢字や滋賀の地理・歴史など）等である。

学生のアンケートでは、自分たちが企画した遊びとその教育的な意図が子どもの年齢段階に対応していなかったという反省を述べる回答が多く見られる。これは、講義や演習での知識を活用して対応できる性質のものである。大学での講義や演習が保育・教育の現場での実践といかに関わっているのかを学生に理解させることが今後の授業で求められていると考える。【資料 C-1-1】【資料 C-1-2】

イ 人間力

人間力では、連携・協働する力を挙げたい。これは、グループで連携し協力し合っ

て企画を運営、実施する能力である。

これに関わる学生たちのアンケートの回答は学生間でその評価が分かれている。しかし、「うまくいかなかった」ことの理由として挙げられたことでは、「作業を計画的に進められなかった」、「班と一緒に作業する時間をつくる工夫が足りなかった」、「役割分担がうまくいかなかった」、「班の中での連絡体制を整えられなかった（連絡体制は整えたが、機能しなかった）」がそのほとんどを占めている。他者と連携、協力しながら教育活動を展開することは教員、保育士に求められる重要な資質、力量であり、この点での働きかけが必要と考える。【資料 C-1-3】

C-1-② 教育ボランティア

本学では、学校、園でのボランティア、あるいは、社会教育分野、学校・園以外での子育て支援に関する事業のボランティアを通じて、1年生の段階から子どもとふれ合い、関わるという実践的な経験を形成する機会を整備している。ボランティアに行く前には事前指導を受け、所定の時間をボランティアとして活動し、終了後にボランティア参加報告書の提出と省察会への参加を経て単位認定を行っている。

さらに、小学校、幼稚園、保育所等での教育・保育・養護実習の実施要件として、教育ボランティアの単位を1単位以上修得することを課している。実習に行く前に、子どもに関する実践的な理解とともに、教育・保育の現場の実態、教員・保育士の職務内容、さらに教員、保育士としての自分自身の適性などについての理解と省察を図らせることがこの目的である。【資料 C-1-4】【資料 C-1-5】【資料 C-1-6】

C-1-③ 学力向上

学生の進路選択への動機づけを高めること、及び確実な進路保障をねらいとして、本学では入学直後より以下のような学力向上のための取組みを行なっている。

ア 基礎学力の向上

主として1、2年生を対象に、平成25（2013）年度からは、入学直後の進路ガイダンスとの連続性をもった「教職・就職対策講座」（1年生対象）及び「試験対策アドバンス講座」（2年生対象）として、学生が参加しやすい時間帯での講座開設を行なっている。さらに、外部業者と連携することで、教員の授業負担の軽減及び学生自身が学力向上の成果をより実感できることをめざした学外模試等の受験機会の拡大を図っている。【資料 C-1-7】【資料 C-1-8】

イ 目標達成のための総合的な学力向上

3、4年生を対象に、平成24（2012）年度までは「採用試験対策講座」として、概ね毎週1コマの学習時間を確保するとともに、学内模擬試験や休暇中の短期集中セミナーを実施してきた。また、特に教員や幼稚園教諭、保育士志望の学生へは各種実習指導と連携し、ボランティア活動などを課すことで、現場での実践力を高める取組みや、採用試験直前には集団討論や面接、ピアノ個別指導等の対策を行なった。平成25（2013）年度からはこれらを強化した取組みを行っている。特に、教員や幼稚園教諭・保育士採用試験対策としては、「採用対策基礎講座」（3年生）や「採用試験集中セミナー」及び面接・討論・小論文対策のための「採用試験直前講座」（4年生）一般企業採用試験対策としての面接・小論文講座（大学3、4年生）を行なっている。今後も基礎学力を基盤とした、学生の進路に応じた総合的な学力向上の取組みをさらに強化

する必要がある。【資料 C-1-9】【資料 C-1-10】

【自己評価】

実践力・人間力の向上に向けての取り組みは、「わくわくフェスタ」や「教育ボランティア」の実施によって、効果的に行われていると判断する。また、学力向上に関しても「教職・就職対策講座」や「試験対策アドバンス講座」による基礎学力向上、「採用対策基礎講座」や「採用試験集中セミナー」「採用試験直前講座」「面接・小論文講座」によする総合的な学力向上が図られつつある。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 C-1-1】平成 25（2013）年度 わくわくフェスタ クラス別タイトル

【資料 C-1-2】平成 25（2013）年度 わくわくフェスタ グループ別企画案

【資料 C-1-3】わくわくフェスタ 2013 アンケート集約

【資料 C-1-4】平成 25（2013）年度 教育ボランティア実施状況

【資料 C-1-5】教育ボランティアの事前指導に関する資料

【資料 C-1-6】学外実習ガイダンス・学外実習オリエンテーション配布資料

（実習要件としての教育ボランティアについて明記している箇所）

【資料 C-1-7】教職支援講座一覧表

【資料 C-1-8】学外模試案内

【資料 C-1-9】音楽特別講座案内

【資料 C-1-10】採用試験直前対策講座案内

(3) 改善・向上方策（将来計画）

本学では、わくわくフェスタや教育ボランティアへの取り組みを通して、子どもに関する実践的な理解を促すととともに、教育・保育の現場の実態、教員・保育士の職務内容、さらには教員、保育士としての適性などについての自身の吟味の場としている。一方で、入学前学習からの連続した入学後の学修に係る基礎学力の維持と向上にも力を注ぎ、学生各々の確実な進路保証を行ってきている。今後も人間力や実践力に基礎学力を加えた総合的な能力向上を目指し、具体的な取り組み内容や実施方法について、さらに改善・充実をはかっていく。

びわこ学院大学

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	未実施
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 2 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の 1 週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	該当なし
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

びわこ学院大学

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人滋賀学園 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内（最新のもの）	
	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 大学案内 2013	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	平成 25（2013）年度 びわこ学院大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの）	
	平成 26（2014）年度 AO 入試、推薦入試、一般入試、センター試験利用入試 学部編入学、外国人留学生 入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	2013 学生ハンドブック 2013 シラバス	
【資料 F-6】	事業計画書（最新のもの）	
	平成 26（2014）年度 学校法人滋賀学園 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書（最新のもの）	
	平成 25（2013）年度 学校法人滋賀学園 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 大学案内 2013	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人滋賀学園規程集目次 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	
	理事、監事、評議員名簿 理事会・評議員会開催状況（平成 25（2013）年度）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目 コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	びわこ学院大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	びわこ学院大学 設置認可申請書	
【資料 1-1-3】	2013 学生ハンドブック（2 頁）	【資料 F-5】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	平成 23（2011）年度滋賀県中部地域の人口動態と構成	
【資料 1-2-2】	2013 シラバス	
【資料 1-2-3】	びわこ学院大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-4】	びわこ学院大学規程集（自己点検委員会規程）	
【資料 1-2-5】	びわこ学院大学規程集（FD 委員会規程）	
【資料 1-2-6】	平成 25（2013）年度 FD/SD 研修会開催状況	

びわこ学院大学

1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	平成 25 (2013) 年度 理事会/評議員会議事録 (抜粋)	
【資料 1-3-2】	びわこ学院大学 2013 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-3】	ホームページ (http://www.newton.ac.jp/bgu)	
【資料 1-3-4】	平成 25 (2013) 年度 紫野 (広報誌)	
【資料 1-3-5】	平成 25 (2013) 年度 入学式典での学長式辞	
【資料 1-3-6】	平成 25 (2013) 年度 オリエンテーション	
【資料 1-3-7】	2013 学生ハンドブック	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-3-8】	2013 シラバス	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-9】	「キャリアデザイン」シラバス	
【資料 1-3-10】	平成 25 (2013) 年度 企業向けパンフレット	
【資料 1-3-11】	平成 25 (2013) 年度 紫茜 (同窓会誌)	
【資料 1-3-12】	平成 25 (2013) 年度「自己点検・評価委員会の検討課題」	
【資料 1-3-13】	共同研究センター報告書 1号～3号	
【資料 1-3-14】	びわこ学院大学規程集 (教授会規程)	
【資料 1-3-15】	びわこ学院大学規程集 (企画運営委員会規程)	
【資料 1-3-16】	びわこ学院大学規程集 (教務委員会規程)	
【資料 1-3-17】	びわこ学院大学規程集 (学生委員会規程)	
【資料 1-3-18】	びわこ学院大学規程集 (自己点検・評価委員会規程)	
【資料 1-3-19】	びわこ学院大学規程集 (図書館委員会規程)	【資料 1-2-4】に同じ
【資料 1-3-20】	びわこ学院大学規程集 (子ども文化研究センター規程)	
【資料 1-3-21】	びわこ学院大学規程集 (地域連携研究センター規程)	
【資料 1-3-22】	平成 25 年度における教授会、学科会議、企画運営委員会、教務委員会、学生委員会、自己点検・評価委員会、図書館委員会等の審議事項抜粋 (写)	

基準 2. 学修と教授

コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	びわこ学院大学規程集 (入学者選考規程)	
【資料 2-1-2】	平成 25 (2013) 年度 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-3】	平成 25 (2013) 年度 学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	県外高校訪問一覧表	
【資料 2-1-5】	入試問題作成に関する体制表	
【資料 2-1-6】	AO 入試のご案内	
【資料 2-1-7】	平成 25 (2013) 年度 学生募集要項	
【資料 2-1-8】	平成 25 (2013) 年度受験者数・合格者数一覧	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	2013 シラバス	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-2】	教育福祉学部、子ども学科、各養成課程の各教育目標一覧	
【資料 2-2-3】	平成 25 (2013) 年度 7・9 (臨)・9・11 月教務委員会議事録	
【資料 2-2-4】	平成 25 (2013) 年度 7 月教務委員会資料 「教育福祉学部子ども学科 カリキュラム改訂 (平成 26 (2014) 年度入学生より適用) について (案)」	
【資料 2-2-5】	平成 25 (2013) 年度公開授業参加報告書	
【資料 2-2-6】	平成 25 (2013) 年度第 1 回 FD 研修会	
【資料 2-2-7】	平成 25 (2013) 年度第 1 回 FD 研修会アンケート集計	

びわこ学院大学

【資料 2-2-8】	平成 25 (2013) 年度第 2 回 FD 研修会	
【資料 2-2-9】	2014 年 2 月 25 日 (火) FD 研修会アンケート集計	
【資料 2-2-10】	関西地区 FD 連絡協議会「FD 活動報告会 2013」発表一覧	
【資料 2-2-11】	びわこ学院大学規程集 (FD 委員会規程)	
【資料 2-2-12】	2013 学生ハンドブック (P.19)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-13】	2014 学生ハンドブック (P.19)	【資料 F-5】と同じ
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	2013 学生ハンドブック	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-2】	学修の記録	
【資料 2-3-3】	5 月学外実習ガイダンス資料	
【資料 2-3-4】	「スタディスキルズ」(シラバス)	
【資料 2-3-5】	実習小委員会資料	
【資料 2-3-6】	「教職実践演習」(シラバス)	
【資料 2-3-7】	平成 25 (2013) 年度 春学期、秋学期時間割	
【資料 2-3-8】	平成 25 (2013) 年度 実習発表会資料	
【資料 2-3-9】	平成 25 (2013) 年度 卒論発表会資料	
【資料 2-3-10】	四年制実施後の退学、休学、留年学生の統計 (数、理由等)	
【資料 2-3-11】	平成 25 (2013) 年度 授業評価アンケート	
【資料 2-3-12】	卒業時アンケート	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	2013 学生ハンドブック	
【資料 2-4-2】	平成 24 (2012) 年度策定 成績評価基準	
【資料 2-4-3】	平成 25 (2013) 年度 卒業判定資料 (教授会資料)	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	「教育ボランティア A,B,C,D」(シラバス)	
【資料 2-5-2】	実習ハンドブック (小学校・養護・幼稚園・保育士)	
【資料 2-5-3】	実習参加要件	
【資料 2-5-4】	「キャリアデザイン I、II」(シラバス)	
【資料 2-5-5】	わくわくフェスタ企画・概要	
【資料 2-5-6】	びわこ学院大学規程集 (進路委員会規程)	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	平成 25 (2013) 年度 卒業生の進路状況	
【資料 2-6-2】	実習希望アンケート	
【資料 2-6-3】	平成 25 (2013) 年度 授業評価アンケート	【資料 2-3-11】と同じ
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	びわこ学院大学規程集 (学生委員会規程)	
【資料 2-7-2】	びわこ学院大学規程集 (セクシャルハラスメント防止委員会規程)	
【資料 2-7-3】	セクシャルハラスメント防止 パンフレット	
【資料 2-7-4】	卒業生アンケート	
【資料 2-7-5】	びわこ学院大学規程集 (特別奨学生規程)	
【資料 2-7-6】	学生サークル活動の概要	

びわこ学院大学

2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	専任教員データ (全 4 ページ)	
【資料 2-8-2】	びわこ学院大学規程集 (教員選考規程)	
【資料 2-8-3】	びわこ学院大学規程集 (教育職員等の任期制に関する規程)	
【資料 2-8-4】	平成 25 (2013) 年度 授業評価アンケート	【資料 2-3-11】 と同じ
【資料 2-8-5】	公開授業の実施状況	【資料 2-2-5】 と同じ
【資料 2-8-6】	平成 25 (2013) 年度 7 月教務委員会資料 「教育福祉学部子ども学科 カリキュラム改訂 (平成 26(2014)年度入学生より適用) について (案)」	【資料 2-2-4】 と同じ
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	大学設置基準	
【資料 2-9-2】	設置配置図	
【資料 2-9-3】	教室等の稼働状況	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人滋賀学園寄附行為	【資料 F-1】 に同じ
【資料 3-1-2】	びわこ学院大学規程集 (教授会規程)	【資料 1-3-15】 に同じ
【資料 3-1-3】	びわこ学院大学規程集 (企画運営委員会規程)	【資料 1-3-16】 に同じ
【資料 3-1-4】	びわこ学院大学 教学組織	
【資料 3-1-5】	びわこ学院大学規程集 (就業規則)	
【資料 3-1-6】	びわこ学院大学規程集 (文書取扱規程)	
【資料 3-1-7】	びわこ学院大学規程集 (経理規程)	
【資料 3-1-8】	びわこ学院大学規程集 (固定資産及び物品管理規程)	
【資料 3-1-9】	人権及びセクハラ研修会の概要	
【資料 3-1-10】	びわこ学院大学緊急時連絡網	
【資料 3-1-11】	ホームページ http://www.newton.ac.jp/bgu/koukai/ (教育情報)	
【資料 3-1-12】	ホームページ http://www.newton.ac.jp/bgu/koukai/ (財務情報)	
【資料 3-1-13】	学校法人滋賀学園規程集 (書類閲覧規則)	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人滋賀学園 寄附行為	
【資料 3-2-2】	学校法人滋賀学園規程集 (理事会会議規則)	
【資料 3-2-3】	役員及び評議員名簿	【資料 F-10】 に同じ
【資料 3-2-4】	理事会及び評議員会の開催状況	【資料 F-10】 に同じ
【資料 3-2-5】	平成 25 (2013) 年度 理事会審議事項 (写)	
【資料 3-2-6】	平成 25 (2013) 年度 評議員会審議事項 (写)	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	びわこ学院大学 教学組織	
【資料 3-3-2】	びわこ学院大学規程集 (子ども文化研究センター規程)	【資料 1-3-23】 に同じ
【資料 3-3-3】	びわこ学院大学規程集 (地域連携研究センター規程)	【資料 1-3-21】 に同じ
【資料 3-3-4】	学校法人滋賀学園規程集 (理事会業務委任規則)	
【資料 3-3-5】	びわこ学院大学規程集 (企画運営委員会規程)	【資料 1-3-2】 に同じ

びわこ学院大学

3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	びわこ学院大学 「三役会議」運営要領	
【資料 3-4-2】	事務局部課長会議設置要綱	
【資料 3-4-3】	学校法人滋賀学園寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 3-4-4】	平成 25 (2013) 年度 評議員会審議事項 (写)	
【資料 3-4-5】	学校法人滋賀学園規程集 (稟議規程)	
3-5 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人滋賀学園規程集 (法人本部規程)	
【資料 3-5-2】	学校法人滋賀学園規程集 (事務組織規程)	
【資料 3-5-3】	びわこ学院大学規程集 (組織運営規程)	
【資料 3-5-4】	びわこ学院大学規程集 (教務委員会規程)	【資料 1-3-3】に同じ
【資料 3-5-5】	びわこ学院大学規程集 (学生委員会規程)	【資料 1-3-4】に同じ
【資料 3-5-6】	びわこ学院大学規程集 (入試委員会規程)	
【資料 3-5-7】	びわこ学院大学規程集 (図書館委員会規程)	【資料 1-3-6】に同じ
【資料 3-5-8】	びわこ学院大学規程集 (事務局部課長会議設置要綱)	【資料 3-4-2】に同じ
【資料 3-5-9】	外部研修会等参加状況	
【資料 3-5-10】	SD 研修会の開催状況	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	平成 25 (2013) 年度 事業計画書	【資料 F-6】に同じ
3-7. 会 計		
【資料 3-7-1】	学校法人滋賀学園規程集 (経理規程)	
【資料 3-7-2】	平成 25 (2013) 年度 監査の実施状況及び報告内容	
【資料 3-7-3】	平成 25 (2013) 年度 理事会・評議員会決議事項	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	びわこ学院大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 4-1-2】	びわこ学院大学設置認可申請書	
【資料 4-1-3】	認証評価基準と対応組織の構図	
【資料 4-1-4】	平成 21 (2009) 年度～平成 24 (2012) 年度自己点検評価報告書	
【資料 4-1-5】	平成 24 (2012) 年度自己点検評価結果に係る改善計画書	
【資料 4-1-6】	びわこ学院大学規程集 (自己点検・評価委員会規程)	
【資料 4-1-7】	平成 24 (2012) 年度 自己点検・評価委員会議事録	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	平成 24 (2012) 年度 学生アンケート報告書	
【資料 4-2-2】	平成 24 (2012) 年度 FD/SD 研修会開催状況	
【資料 4-2-3】	ホームページ (http://www.newton.ac.jp/bgu/)	
4-3. 自己点検・評価の有効性		

びわこ学院大学

基準 A. 教育と福祉の統合

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 教育と福祉の統合・融合		
【資料 A-1-1】	「教育福祉学」(シラバス)	
【資料 A-1-2】	「子ども学総論」(シラバス)	
【資料 A-1-3】	平成 25 (2013) 年度 教員免許状更新講習時間割	
【資料 A-1-4】	教員免許状更新講習受講者アンケート	

基準 B. 地域連携

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
B-1. 地域連携・貢献		
【資料 B-1-1】	平成 25 (2013) 年度 各種審議会、委員会への参画状況	
【資料 B-1-2】	平成 25 (2013) 年度 地域課題に関する講師派遣状況	
【資料 B-1-3】	平成 25 (2013) 年度 地域関連授業受講生数	
【資料 B-1-4】	「滋賀の環境」シラバス	

基準 C. 実践力・人間力

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
C-1. 実践力・人間力の育成		
【資料 C-1-1】	平成 25 (2013) 年度 わくわくフェスタ クラス別タイトル	
【資料 C-1-2】	平成 25 (2013) 年度 わくわくフェスタ グループ別企画案	
【資料 C-1-3】	わくわくフェスタ 2013 アンケート集約	
【資料 C-1-4】	平成 25 (2013) 年度 教育ボランティア実施状況	
【資料 C-1-5】	教育ボランティアの事前指導に関する資料	
【資料 C-1-6】	学外実習ガイダンス・学外実習オリエンテーション配布資料 (実習要件としての教育ボランティアについて明記している箇所)	
【資料 C-1-7】	教職支援講座一覧表	
【資料 C-1-8】	学外模試案内	
【資料 C-1-9】	音楽特別講座案内	
【資料 C-1-10】	採用試験直前対策講座案内	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること